

第 94 回岩手県環境影響評価技術審査会

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) (仮称)西久慈風力発電事業 計画段階環境配慮書について (資料No. 1～3)
 - (2) 岩手県環境影響評価技術指針の一部改正について (資料No. 4～7)
- 3 その他
- 4 閉会

【配付資料】

- No. 1 : (仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況
- No. 2 : (仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見(久慈市、九戸村、軽米町、葛巻町、岩泉町)
- No. 3 : (仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答
- No. 4 : 岩手県環境影響評価技術指針の一部改正(案)について(概要)
- No. 5 : 改正後の岩手県環境影響評価技術指針(案)
- No. 6 : 岩手県環境影響評価技術指針の一部改正(素案)に係る委員等からの事前質問・意見への対応状況
- No. 7 : 発電所主務省令(※)の一部を改正する省令(抜粋)

(※) 発電所主務省令の正式名称

「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」

第94回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学工学部准教授	○※
伊藤 歩	岩手大学工学部教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科准教授	○
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授	○※
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所動物生態遺伝チーム長	○※
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学工学部准教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師	×
鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	×
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授	○※
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授	○※
三宅 諭	岩手大学農学部教授	×
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
大河原 正文	岩手大学工学部准教授	○※
前田 琢	岩手県環境保健研究センター上席専門研究員	○

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 理香	環境保全課 主任主査	
工藤 杏菜	環境保全課 主事	
荒谷 華子	環境保全課 主任	
白澤 彰	環境保全課 主任	
佐々木 剛	資源循環推進課 主査	
酒井 淳	自然保護課 総括課長	
工藤 航希	自然保護課 主任	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
千葉 賀子	都市計画課 技師	
高杉 諭吏	建築住宅課 主任主査	
松本 聡	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主査(オブザーバー)	
菊地 弘祐	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 技師(オブザーバー)	

(仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)西久慈風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 439,200kW	
事業の実施区域(予定地)	岩手県久慈市、九戸郡九戸村、九戸郡軽米町及び岩手郡葛巻町の行政界周辺	
事業者の名称	インベナジー・ウインド合同会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和4年 5月9日付け
	縦覧期間	令和4年 5月10日～令和4年 6月8日
	住民等の意見書の提出期間	令和4年 5月10日～令和4年 6月8日
	技術審査会の審査	令和4年 6月14日
	知事意見の送付	令和 年 月 日 (送付期限:令和4年7月8日)

「(仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する久慈市長意見

課等	意見
消防防災課	土砂災害等の各種災害リスクを確認し、進めること
生活環境課	振動規制法の規制区域外であるが、周辺への振動の影響について必要に応じて調査を行うこと。
農政課	農用地区以外での開発を検討すること。
林業水産課	森林法に基づく計画区域に該当するため、開発、伐採等を行う際には必要な手続きを行うこと。
政策推進課	都市計画区域外においても、10,000 m ² 以上の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に定める届出を行うこと。
産業建設課	<p>県立自然公園条例に基づき、久慈平庭県立自然公園内での工作物の新築、立木の伐採等を行う際は、必要な手続きを行うこと。</p> <p>一帯は「日本一の白樺美林」として観光振興を図っていることから、事業に際しては景観及び白樺再生の取組に配慮を行うこと。</p>
生活環境課	騒音規制法及び振動規制法の規制区域外であるが、周辺への騒音や振動の影響について必要に応じて調査を行うこと。

「(仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する九戸村長意見

- 1 今後の事業計画の検討及び環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の関係者だけでなく、より広い範囲を対象とした住民に対する情報提供と丁寧な説明を行い事業実施の理解が得られるよう努めること。
- 2 配慮書によると、実施区域の絞り込みは今後行うこととしていることから、重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きい「位置・規模」の選定を優先するとともに、災害リスクに関しては、法令等の制約を受ける場所以外であっても細心の注意を払い現地調査を行うなど責任を持って事業を進めること。
- 3 配慮書において簡易な手法等により予測を行っているものについては、不確実な部分とその程度を整理し、方法書作成の際には、適切な調査の実施により予測精度の向上を図り、評価を行うこと。また、環境保全措置については、回避・低減の効果を具体的に示して住民への説明を行うこと。
- 4 想定区域の周辺住民に対しては、風力発電機からの騒音や低周波音波及び風車の影による生活環境と心身への重大な影響が懸念されることから、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、これを回避すること。
- 5 九戸村は、県内生産量トップの養鶏のほか、畜産業が盛んである。想定区域内には牛舎・豚舎・鶏舎が存在することから、風力発電機からの騒音や低周波音波による振動及び風車の影の影響への配慮が必要である。
- 6 景観及び眺望に関しては、想定区域から近い戸井良沢水芭蕉公園への影響、又想定区域周辺の住民が慣れ親しんだ場所や住民が多く居住する中心街からの景観と眺望についても、住民の理解が得られるよう適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。
- 7 想定区域周辺には、村管理の道路や農道、林道、河川等があることから、事業により道路や河川、他の占用物件等に支障を与えることのないよう配慮すること。また、随時、事業に係る詳細な協議を役場担当課と実施すること。

「(仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する軽米町長意見

意見なし

「(仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する葛巻町長意見

配慮書に記載された環境評価の項目並びに調査、予測、評価の手法並びに意見に対する事業者の見解については、概ね妥当であると考えられますが、以下の点に留意して、環境評価書の作成手続きを進めていただきたい。

1. 鳥類について

鳥類の予測評価については、バードストライク事故防止の観点から、必要に応じ、適宜有識者等から助言を得ながら適切に実施すること。

2. 生態系について

鳥獣保護区や県立自然公園等、重要な自然環境のまとまりの場への影響を最小限にするため、適切な評価を行うよう努めていただきたい。

3. 人と自然との触れ合いの活動の場について

自然との触れ合いの場の予測評価については、活動の場への影響を極力減らす必要があることから、必要に応じ、活動の場の関係者等から助言を得ながら適切に実施すること。

「(仮称)西久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する岩泉町長意見

1 意見

配慮書に記載された調査・予測及び評価の手法は概ね妥当と考えられるが、以下の点に留意して、環境影響評価の手続きを進めていただきたい。

(1) 総括的事項について

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて項目及び手法等を見直すとともに、最新の知見を取り入れながら追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応していただきたい。

また、計画事業を進めるにあたっては、周辺の環境保全に最大限配慮し、地域住民の理解を得るようにしていただきたい。

(2) 低周波音について

国の動向など最新の知見により適切な評価を行うよう努めていただきたい。

(3) 生態系（動植物）への影響について

当町繁殖地のイヌワシの行動範囲内にある可能性もあることから、環境調査を実施し、有識者等からの意見を得ながら実施していただきたい。

(4) その他

作業道の開設にあたっては、周辺の環境保全、生態系に考慮し工事を進めていただきたい。

「(仮称)西久慈風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する委員等からの事前質問・意見及び事業者回答

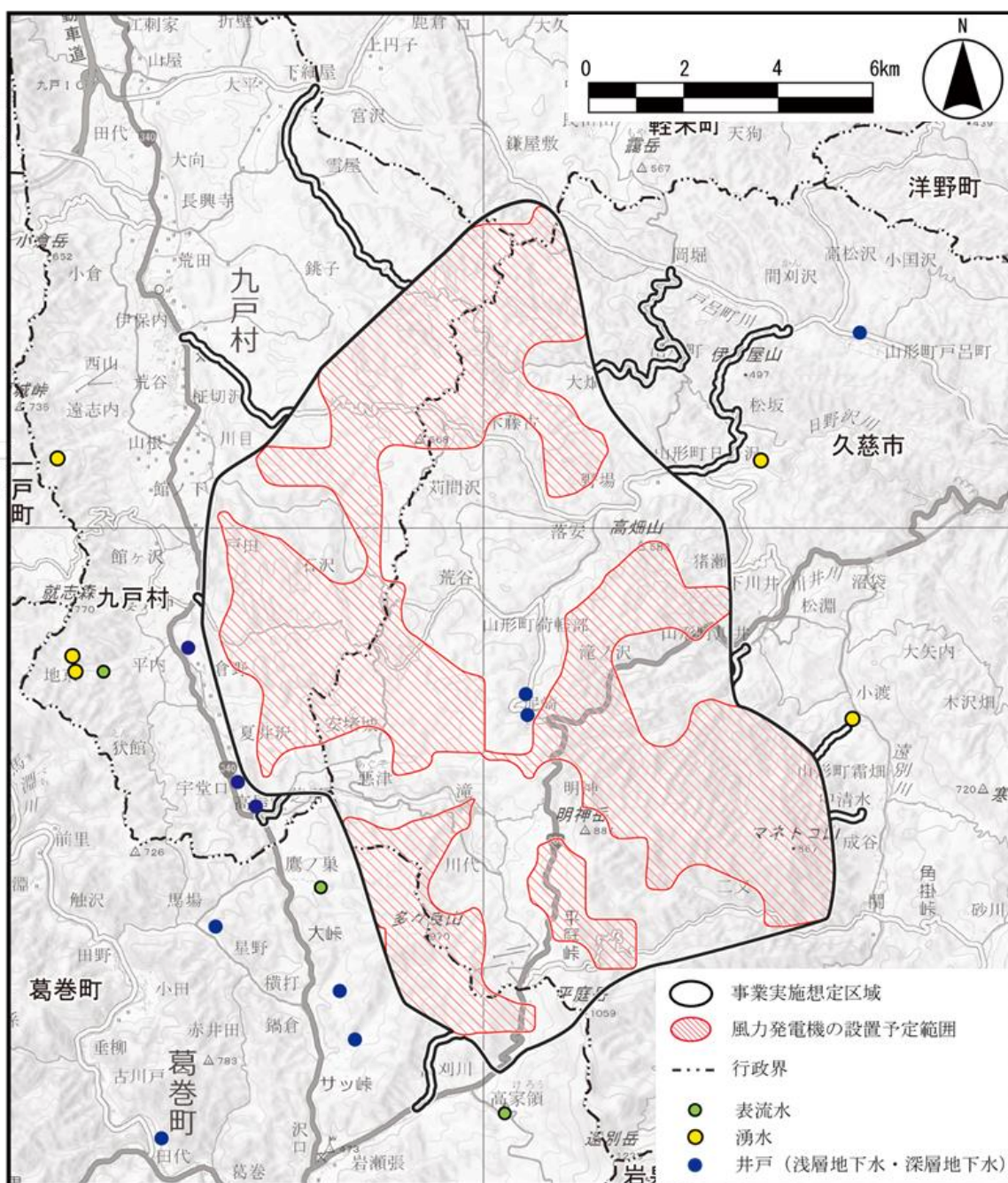
【1】

《配慮書》 p 3. 2-10(145)

事業実施想定区域内およびその周辺に存在する水道水源の位置を地図上に示してください。
(伊藤 歩委員)

【回答】

水道事業に利用されている河川水や地下水及び湧水の水源の位置について、久慈市、九戸村、葛巻町及び軽米町にヒアリングを行った結果、事業実施想定区域及びその周囲における水道水源は下図のとおりです。



【2】

《配慮書》 p 3. 2-12(147) 図 3. 2-5

風力発電機の設置予定範囲には例えば久慈川の支流（身沢、明神沢、北沢）や瀬月内川の支流（戸井良沢、倉野沢）と灌漑用のダムなどが位置しており、施工に伴う濁水の流入などが考えられる。それらの影響をどのように考えているのか説明していただきたい。

(伊藤 歩委員)

【回答】

今後、事業の熟度を高めていく中で、環境保全措置として沈砂池の設置等の濁水対策を検討いたします。方法書以降の手続きにおいて、沈砂池排水口から河川等常時水流までの斜面長と沈砂池排水口からの濁水到達距離を算出することにより、沈砂池からの濁水が、河川等常時水流まで到達するか否かを予測いたします。なお、河川等常時水流まで到達する場合には河川等常時水流の浮遊物質量を算出いたします。

【3】

《配慮書》 p 3. 2-16(151) 図 3. 2-7、p 3. 2-17(152) 図 3. 2-8

事業実施想定区域の周辺には多くの学校や住居が近接している。これまでに周辺住民への説明会などを実施しているようであれば、その状況について今後の予定も含めて説明していただきたい。

(伊藤 歩委員)

【回答】

久慈市からの開催協力のもと令和4年6月6日に久慈市山形町地区の住民説明会を実施いたしました。環境影響評価手続きにおける方法書及び準備書の法定住民説明会の他、行政や地元住民の皆様からのご要望に応じて実施する予定です。

【4】

《配慮書》 p 3. 2-23(158)～p 3. 2-30(165)

表 3. 2-20 と表 3. 2-24 の六価クロムの基準値は今後のことを考えて改正後の値に更新してはどうでしょうか。

また、p 3. 2-25(160)～p 3. 2-28(163)の大腸菌群数についても改正後の大腸菌数に更新してはどうでしょうか。過去の水質結果と比較するような場合は大腸菌群数を使用するので良いように思います。

(伊藤 歩委員)

【回答】

六価クロムの基準値については、方法書作成の際に、改正後の値に更新いたします。大腸菌群数についても改正後の大腸菌数に修正いたします。またご指摘を踏まえ、過去の水質結果と比較する場合は大腸菌群数を使用するようにいたします。

【5】

《配慮書》 p 3. 2-63(198) 図 3. 2-21

風力発電機の設置予定範囲（西側と南側）の一部が水源涵養保安林と重なっており、特に西側は倉野沢とも重なっているようです。そのため、森林の伐採とそれによる濁水の影響の双方が想定されますが、その保全策について説明していただきたい。

（伊藤 歩委員）

【回答】

現時点では、概略設計・地質調査等は実施しておりません。なお、森林伐採やそれによる濁水の影響は、方法書以降の手続きにおいて、設計及び地質調査を実施のうえ、保安林の有する機能を損なわないよう、適切に検討いたします。

【6】

《配慮書》 事業計画の規模について

本事業の計画面積はかなりの広範囲であり、町全体が風力発電所に変化していくような印象をもちます。風力発電は自然エネルギーではあるものの、大規模な環境改変を伴えば、自然のしくみ（とくに持続可能な物質循環機能）を大きく変えてしまい、本来の目的や基本理念に反することになりはしないか心配です。

総出力 439MW の風力発電（陸上）は世界規模でみても最大級のように思われますが、現時点における国内最大規模の風力発電所の総出力と単機出力を教えてください。

（伊藤 絹子委員）

【回答】

本事業は久慈市・地域住民の皆様と協議をしながら、林業振興の観点より作業用通路を林業と供用する等の施策を検討のうえ、地域に裨益しかつ地元の自然と共存する事業を企図して計画を進めております。現時点で運転中の国内最大の陸上風力発電所は、グリーンパワーつがる合同会社が運営するウインドファームつがる（青森県つがる市）です。総出力は 121,600kW、単機出力は 3,200kW です（参照：経済産業省 資源エネルギー庁 事業計画認定情報）。

【7】

《配慮書》 p.2.2-9(11) (5)環境保全上留意が必要な場所の確認

「住宅等から風力発電機の設置予定範囲まで 500m 以上の離隔を確保する」としています。根拠の資料として環境省の報告書をあげています。「400m までの距離にある民家の苦情が多く発生している調査結果・・・」を引用していますが、この調査結果には図あるいは表があると思います。内容の詳細が知りたいので、示していただけませんか。

(伊藤 絹子委員)

【回答】

「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）によると、苦情者宅までの距離について、『苦情等が継続している 25 か所において、苦情等を寄せている者のうち、風力発電設備から最も近い住宅までの距離は「300m 以上 400m 未満」が 8 か所と最も多く、次いで「200m 以上 300m 未満」、「500m 以上 600m 未満」、「700m 以上 800m 未満」がそれぞれ 4 か所となっている。』とされております。調査結果は下図のとおりです。

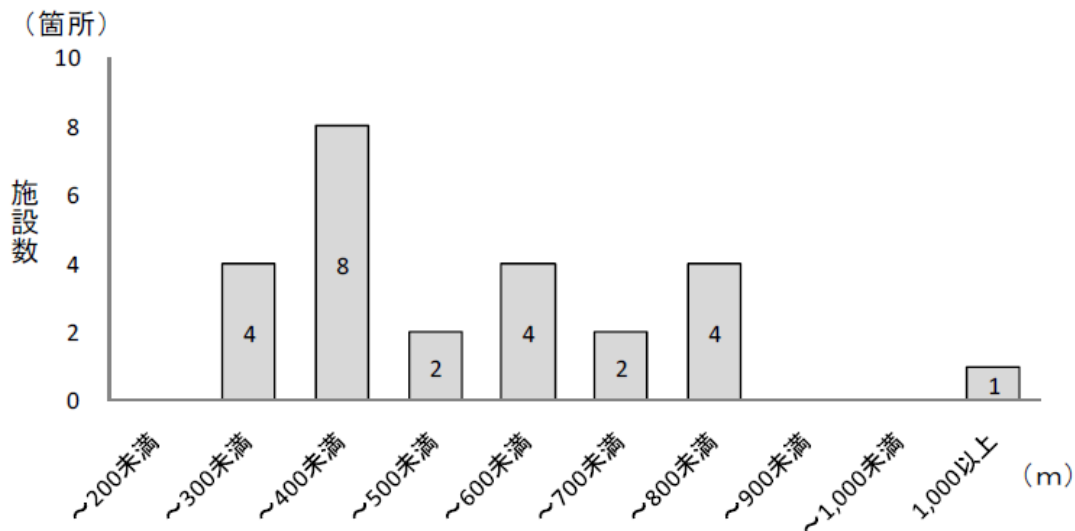


図 7-6 最も近い苦情者宅までの風力発電設備からの距離

出典：「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」
 (環境省総合環境政策局、平成 23 年)

【8】

《配慮書》 p 2. 2-20(22) 図 2. 2-8(5)、p 4. 3-9(223)、p 4. 3-14(228)

この図を拝見すると、学校や住居が風車に取り囲まれるような区域がいくつか存在しているようです。このような場合の風車の影響予測は難しいと思われるのですが、適当な手法あるいはモデル式があるのでしょうか。

(伊藤 絹子委員)

【回答】

音源の形状及び騒音レベル等を設定し、「ISO 9613-2 屋外における音の伝搬減衰—一般的計算方法」を用いて、地形の影響を考慮し、予測いたします。また、騒音の予測に当たっては、すべての風力発電機が正常に稼働し、騒音に係る環境影響が最大となる時期を対象時期としております。なお、方法書以降の手続きにおいて、住居との離隔距離にも留意しながら、風力発電機の設置予定位置を検討いたします。

【9】

《配慮書》 p 3. 2-11(146)、p 3. 2-12(147)、p 4. 3-32(246)

事業想定区域とその周辺には、内水面漁業にとって重要な河川や沢が多数存在しています。計画エリアにある河川はおそらく「渓流域」と思われるのですが、現地の状況について教えてください。写真があれば拝見したいです。河川改変をしないとしても、周囲の樹林の伐採や改変の程度によっては、河川上流域特有の環境が損なわれ、水生生物に大きな影響が生じます。風力発電機設置予定場所と河畔林との距離ほどの程度を想定しているのでしょうか。樹林の伐採想定区域から水辺までの距離も教えてください。

(伊藤 絹子委員)

【回答】

現時点では、事業実施想定区域及びその周囲における河川や沢筋の現地の状況を確認できておりません。なお、工事の実施に伴う濁水の流入等により水環境、動植物の生息・生育環境への影響については、方法書以降の手続きにおいて、常時水流のある河川や沢筋の位置の把握に努め、風力発電機の設置予定位置と河畔林との距離を確保できるよう、事業計画を検討いたします。

【10】

《配慮書》 p 4. 3-33(247) 3. 評価 (2) 調査結果 ①重要な種

3段落目でバッドストライク・バードストライクの可能性について述べており、4段落目では改変面積を最小限にすることで影響を回避・低減できると述べている。しかし、バッドストライク・バードストライクは三次元的に起きる現象であり、地表面への配慮では回避出来ないのではないか。

(大西 尚樹委員)

【回答】

鳥やコウモリが移動経路や採餌場所等として利用する樹林や草地等の地表面の環境を改変することにより、行動圏や移動経路等に関して大きな変化を生じさせる可能性や新たな伐開地が採餌場所となり誘引してしまう可能性も考えられます。このことから、改変を少なくすることが鳥やコウモリの風力発電機への接近の低減につながることから、結果的にバードストライク・バッドストライクの発生を回避・低減できるものと考えます。しかしながら、ご指摘のとおり鳥やコウ

モリは 3 次元的に上空を利用するため、地表面のみの配慮では不十分と考えております。配慮書 p. 4. 3-34(248)に記載のとおり、風力発電機の設置予定位置等の計画熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。

【11】

《配慮書》 p 2. 2-24(26)～p 2. 2-27(29)

本事業で計画している風力発電機の単機出力が、最大 6100kW とこれまで計画されている他の事業の風力発電機よりも大きいものとなっている。参考のために大きさや出力以外の諸元について 4000kW 級の発電機と比較できる資料や、6000kW 級の稼働実績データなどがあれば示していただきたい。

本事業は、計画している総発電出力および基数において周辺に計画している風力発電事業に比べて大規模であることから、工事期間および稼働後の累積影響はしっかり予測・評価していただきたい。

(齊藤 貢委員)

【回答】

環境省により 2,000～4,000kW 級の風力発電機の音響パワーレベルに係る調査が実施されております。その結果、「風力発電機が大型化した場合でも音響レベルは増大していないことがわかった。」とされております。なお、6,000kW 級の風力発電機については開発中のため、国内での稼働実績データはございません。

累積影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、情報を入手できましたら、適切に予測いたします。

【12】

《配慮書》 p 3. 2-52(187) 図 3. 2-17

本事業の風力発電機の設置予定範囲には久慈平庭県立自然公園の第 2 種特別地域が含まれているが、この地域は除外すべきである。

岩手県の県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するために特に設けられている（県立自然公園条例第 1 条）。その第 2 種特別地域は、第 1 種に準じて自然景観の保護に努め、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域とされている（県立自然公園条例施行規則第 3 条の 2）。

また施行規則の第 4 条の 2 第 11 項では、特別地域内における風力発電施設の設置許可基準を下記のように定めている。

<引用>

11 条例第 10 条第 4 項第 1 号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに前項第 7 号及び第 9 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれ

がないものであること。

<引用終わり>

これらの基準の中でも特に、除外すべき地域として第1項第2号に掲げられている下記の項目に本地域が該当することは、当配慮書において示された文献等調査の結果からも既に明らかである。

- (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

また許可条件として掲げられている、第1項第3号「当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。」第4号「当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。」および前項（第4条の2 第10項）第9号「支障木の伐採が僅少であること」についても、本事業計画が該当しないことは配慮書に示された資料から明らかである。

以上のことから、当該地域は本事業の風力発電機の設置予定範囲から予め除外すべきであるとする。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

本事業の風力発電機設置予定範囲に、岩手県久慈平庭県立自然公園の第2種特別地域が含まれていることから、岩手県自然保護課様へ事前相談を実施しており、ご教示いただいた許可基準に則って、調査、予測及び評価を行い、協議を実施いたします。岩手県久慈平庭県立自然公園の公園計画の趣旨を十分理解のうえ、県立自然公園の眺望景観に配慮し、また支障木の伐採を極力低減できるよう事業計画を検討いたします。

【13】

《配慮書》 p 4. 3-58 (272)

久慈平庭県立自然公園の平庭地区には、平庭岳山頂や「富士見平」と呼ばれる眺望点がある。また、平庭高原そのものが保護すべき景観資源であり、重要な観光資源ともなっている。本事業はそれらの資源に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、平庭地区内の主要な眺望点における景観への影響を適切に評価し、結果を示すこと。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

平庭岳山頂及び富士見平について、公的情報において眺望に関する情報が得られなかったことから非選定としておりましたが、方法書以降の手続きにおいて主要な眺望点として追加することを検討いたします。

【14】

《配慮書》 p 4. 3-69 (283)

平庭岳を主要な活動の場の一つとして挙げているが、平庭岳登山よりも平庭高原の宿泊施設・キャンプ場・スキー場や周辺ハイキングコースの方が利用者が多いと考えられる。それらの施設を影響調査の対象に含めること。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

調査の対象は、平庭岳において行われている人と自然との触れ合いの活動と考えております。登山だけではなく、ハイキング、キャンプ等も対象とする方針です。

【15】

《配慮書》 p 4. 3-71 (285)

計画段階環境配慮書（以下、配慮書）の p 4. 3-71 (285) に記述されている「人と自然との触れ合い活動の場」への影響の予測では、直接的な改変の有無のみによって重大な影響について予測を行っているが、風力発電事業による環境への重大な影響は、直接的な改変だけではない。供用によって生じる騒音もまた、人と自然との触れ合い活動に対して、重大な影響を与える場合がある。

騒音の影響は、それぞれの人と自然との触れ合い活動の場で、どのような活動がされるのかによって、変わってくる。特に、静穏さが求められる活動をする場における騒音の影響は、生活妨害等のみを考慮して策定されている環境基準をもって評価できず、通常の「騒音」の項目における予測評価より、厳しい評価が求められる場合さえ、あり得る。

したがって、人と自然との触れ合い活動の場において、騒音による重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかの評価についての評価が行われていない現状の配慮書では、騒音に関する配慮が不十分であると評価せざるを得ない。人と自然との触れ合い活動の場における騒音の影響の評価が、「騒音」の項目、あるいは、「人と自然との触れ合い活動の場」の項目のどちらかで述べられるべきである。

(永幡 幸司委員)

【回答】

配慮書では重大な影響について予測及び評価することから、重大な影響である「人と自然との触れ合いの活動の場の消滅」について確認しております。

方法書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場のうち、具体的にどの場所でどのような活動が行われているかを調査するとともに、さらに熟度を高めた事業計画を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場に生じる可能性のある影響を予測及び評価し、必要な環境保全措置を検討いたします。

【16】

《配慮書》 p 2. 2-20 (22)、 p 2. 2-21 (23)

御社の事業想定区域内の風力発電機の設置予定範囲は、まだ計画の詳細が定まっていない状況で、できるだけ幅広くとるという意図で作成されたものだと思いますが、御社の考え方として、民家より 500m の距離があれば風車をたてられるという認識をお持ちなのかどうか確認させてください。

(平井 勇介委員)

【回答】

風力発電機については、民家より 500m の距離があれば建てられるという認識はございません。同じ距離であったとしても、地形によって寄与値が変わると考えております。そのため、現地の静穏性（残留騒音レベル）を加味したうえで面的に予測し、民家との離隔距離に留意しながら、風力発電機の設置予定位置を検討いたします。

【17】

《配慮書》 p 2. 2-20 (22)、 p 2. 2-21 (23)

風力発電機の設置予定範囲に囲まれるかたちで、山形町荷軽部、荻間沢、木藤古、荒谷、泥崎、落安、明神、滝、悪津、安堵城、川代、滝ノ沢の集落が位置しています。実際に、集落を取り囲むような形で風車を設置するような可能性がありますでしょうか。

(平井 勇介委員)

【回答】

山形町荷軽部を中心とした集落に関しては、周囲に風力発電機を設置する可能性はございます。

【18】

《配慮書》 p 4. 3-58 (272)～p 4. 4-3 (288)

平庭高原周辺施設について全く触れられていない。この領域は様々な観光パンフレットや市のPRにも掲載される場所であり、山荘や闘牛場、キャンプ場からの眺めは自然の中での休息や非日常を求めて来る人にとって重要な場所および景観になる。スキー場も冬季以外では別の利用をされているのではないか。平庭高原周辺を景観重要資源として取り上げない理由は見当たらない。

次に、この領域と事業区域との関係を見ると、確実に 1℃より大きく視認される。したがって景観への影響は大きく、慎重な事業区域設定、配置計画、景観検討が求められる。

(三宅 諭委員)

【回答】

平庭高原について、公的情報において眺望に関する情報が得られなかったことから非選定としておりましたが、方法書以降の手続きにおいて主要な眺望点として追加することを検討し、景観への影響に配慮した事業計画となるよう努めます。

【19】

《配慮書》 p 2. 2-18(20)、 p 4. 3-53(267)

事業区域南端の平庭高原一帯は県立自然公園第二種特別区域ですが、その指定によって規制される開発内容を知りたい。(p 20)

また、同じ場所は KBA エリアにも当たっていますが、その指定内容(動植物名)を知りたい。(p 267)

(由井 正敏委員)

【回答】

県立自然公園の特別地域において、許可を要する行為としては以下の種類が挙げられております。

- ・ 工作物の新築・改築・増築
- ・ 木竹の伐採
- ・ 鉱物や土石の採取
- ・ 河川、湖沼の水位・水量の増減
- ・ 指定湖沼への汚水の排出等
- ・ 広告物の設置等
- ・ 指定する物の集積または貯蔵
- ・ 水面の埋立て等
- ・ 土地の形状変更(開墾含む)
- ・ 指定植物の採取等
- ・ 指定動物の捕獲等
- ・ 屋根、壁面等の色彩の変更
- ・ 指定する区域内への立入
- ・ 指定地域での車馬等の乗り入れ
- ・ 政令、規則で定める行為

また、届出を要する行為としては以下の種類が挙げられております。

- ・ 指定時における既着手行為
- ・ 非常災害のための必要な応急措置
- ・ 木竹の植栽、家畜の放牧(特別地区では要許可)

また、KBA については、クロホオヒゲコウモリ、コヤマコウモリ及びモリアブラコウモリの 3 種が IUCN レッドリストにおいて該当するため、指定されております。

【20】

《配慮書》 p 3. 1-98 (127) 図 3. 1-38 (3)

事業区域の中北部の山形村基幹牧場は岩手県自然環境保全指針図でBランクであり、イヌワシの餌狩場にもなっています。そこから、営巣地に向けて餌運搬が行われた記録があるので、その運搬コース上には風車を建てないような配慮が必要です。

(由井 正敏委員)

【回答】

方法書以降の手続きにおいて、生息状況及び利用状況を適切に把握し、その調査結果を踏まえ、専門家からご助言をいただき、餌狩場及び餌運搬コースについて十分に配慮するよう事業計画を検討いたします。

【21】

《配慮書》 p 4. 3-12 (226) 3. 評価 (2) 評価結果

残丘「平庭岳」と隆起渾平原「平庭高原」の一部が風力発電機の設置予定範囲と重複していることに対して、

- ・重要な地形の分布状況及び特性に留意して風力発電機の配置を検討する。
- ・現地調査等により重要な地形の分布状況及び特性を把握し、必要に応じて改変面積を最小限とする等の環境保全措置を検討する。

とあります。ここで地形の特性とは具体的に何を示しているのか伺いたい。

また、風力発電機の配置を検討する、改変面積を最小限とする等 (中略) 検討する、について、検討結果によっては、実際に計画を変更することがあるのか伺いたい。

(大河原 正文専門調査員)

【回答】

地形の特性とは土地の姿、形と認識しております。そのため、景観の保全と同様の考え方により環境保全措置を検討し、実行することが重要だと判断しております。日本の典型地形は、基本的には観察に適した地形という位置づけで選定されているため、事業実施に当たっては大規模な改変を避け、地形観察への影響を回避又は低減できる事業計画を策定いたします。方法書以降の手続きにおいては、地形の観察という点に留意いたします。

【22】

《配慮書》 p 2. 2-22 (24) (1) 複数案の設定について

当事業では広めに設定した事業実施想定区域の中から、事業地を絞り込んでいく方法で、複数案設定に相当した検討を進めようとされていますが、イヌワシのような行動圏の広い生物について考慮するには、その行動圏を上回る十分な広さの想定区域を設ける必要があります。そうしないと、区域内のいずれの場所も生息地となり、生息地を回避する絞り込みができなくなる恐れがあります。当事業で設定された区域は狭過ぎて、このままでは複数案の検討という機能を果たせません。

(前田 琢専門調査員)

【回答】

ご指摘のとおり、イヌワシの行動圏について数十キロに及ぶことがあると認識しており、その点について十分に配慮する必要があると考えております。前段の検討段階においては、さらに広

いエリアを事業実施想定区域として想定しておりましたが、イヌワシへの配慮という観点から事前にそのエリアを事業実施想定区域から除外した経緯がございます。また、事業実施想定区域の設定に当たっては、立地条件や用地取得等の観点も踏まえ、複数案の検討が可能となるよう、最大限の範囲を選定いたしました。

【23】

《配慮書》 p 3.1-59(88) 表 3.1-37 (1)

重要な種がどのような基準で選定されているのか不明確です。事業区域での生息可能性を考慮するならば、生息分布について詳細な記載がないレッドリストの参照だけでは不十分です。また、鳥類では、専門家へのヒアリング（p 210）によりミゾゴイやオオジシキの生息可能性が指摘されていますが、結果のリスト（p 232）に入れられていません。

（前田 琢専門調査員）

【回答】

動物の重要な種の選定基準については、p. 3.1-58(87) 表 3.1-36 に掲載しております。また、動物の生息情報については p. 3.1-32(61) 表 3.1-33 に掲載の文献その他の資料より調査しております。動物種の生息情報が事業実施想定区域を含む地域や範囲に該当する場合には、その種を文献調査の確認種として選定しております。したがって、事業実施想定区域及びその周囲に生息する可能性のある種数が減少しないよう留意して抽出しております。

専門家ヒアリングにおいてご指摘いただいたミゾゴイやオオジシキについては、生息の可能性があるため現地調査では留意するようにとの趣旨で理解いたしましたので、確認種としての掲載はいたしませんでした。なお、方法書以降の現地調査において、それらの生息の可能性に十分留意し、調査を実施いたします。

【24】

《配慮書》 資料-2

資料一覧にある「平成 27 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業委託業務報告書」には、当事業区域の中心付近で実施されたアセスメント調査結果が載っており、今後の予測評価に活用すべき重要な資料ですが、公開版しか見ていないと思われます。公開版では希少種名が全て伏字にされているため、重要な情報が得られません。正式版を参照する必要があります。

（前田 琢専門調査員）

【回答】

方法書において、正式版を参照いたします。

【25】

《配慮書》 その他

方法書の作成前に、前倒し調査をする計画はあるか回答を願います。

（前田 琢専門調査員）

【回答】

猛禽類の生息状況調査については、先行的に調査することを検討しております。調査に当たっては「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省）や専門家からの助言を踏まえ、調査方法を検

討したうえで実施いたします。

【26】

《配慮書》 p 3. 2-51 (186) 2. 自然関係法令（岩手県希少野生動植物の保護に関する条例）
事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類の生息が過去に確認されています。

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家からの意見を聞くなど希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類に関する十分な調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類等への影響を回避又は極力低減すること。

（自然保護課）

【回答】

風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家からご助言をいただく等、希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類に関する十分な調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講じます。以上のことを踏まえ、希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類等への影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。

【27】

《配慮書》 p 4. 4-3 (288) 4. 4 総合的な評価（景観・人と自然との触れ合い）

対象事業実施区域の一部には、久慈平庭県立自然公園（第二種特別地域及び第三種特別地域）が含まれている。県立自然公園は、風致の保護や自然景観等を維持する必要があることから、同公園区域内における風力発電施設等への設置を回避することを検討すること。

なお、風力発電施設の大きさ、塗色、配置等については、共用時に景観への影響が懸念されることから、風力発電施設の配置や送電設備の設置等の計画に当たっては、県立自然公園を含む主要な眺望点からの眺望や景観資源の利用状況を把握した上で、景観への影響を回避又は低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価にあつては、地元自治体、地域住民、その他関係機関等の意見を踏まえること。

（自然保護課）

【回答】

本事業の風力発電機設置予定範囲に、岩手県久慈平庭県立自然公園の第2種特別地域及び第3種特別地域が含まれていることから、岩手県自然保護課様へ事前相談を実施しております。県立自然公園の眺望景観に配慮し、影響を極力低減できるよう事業計画を検討いたします。

風力発電機の大きさ、塗色、配置等についても、自然保護課様と協議し、主要な展望地の利用状況等を把握したうえで、影響の回避又は低減に努めます。送電設備については環境影響評価の対象外となっておりますが、関係当局と相談のうえ、周辺環境に配慮し、設置位置について検討いたします。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、地方公共団体等及び、地域住民の皆様のご意見を踏まえるよう留意いたします。

【28】

《配慮書》 p 2. 2-8(10)

検討対象エリアに、農業振興地域及び農用地区域が存在しているため、「(4) 法令等の制約を受ける場所の確認」に追記いただきたい。

(農業振興課)

【回答】

方法書では、農業振興地域及び農用地区域を「(4) 法令等の制約を受ける場所の確認」に追記いたします。

【29】

《配慮書》 p 3. 2-3(138)

畜産分野（酪農、肉用牛、養豚、養鶏）についても、調査し追記すること。

(農業振興課)

【回答】

方法書において、畜産分野（酪農、肉用牛、養豚、養鶏）のデータを再度確認し、追記いたします。

【30】

《配慮書》 p 3. 2-8(143)

「国土数値情報（農業地域データ）」より作成とあるが、一部誤りがあるようなので、最新の農用地区域の指定状況を市町村の農政担当課から確認すること。

(農業振興課)

【回答】

方法書では、正確かつ最新の情報を確認のうえ、修正いたします。

【31】

《配慮書》 p 2. 2-9(11)、p 4. 4-1(286)

事業実施想定区域は、その大部分が森林法に基づく森林区域であり且つ、その一部が保安林に指定されている。

森林区域における1 ha を超える開発行為及び保安林内での立木の伐採や土地の形質変更等を行う場合には、それぞれ許可等を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。

なお、保安林については、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討すること。やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限とするよう配慮すること。

(森林保全課)

【回答】

ご指摘いただきましたように、森林法の基準に適合した事業計画を検討いたします。また、保安林内に風力発電機を設置する場合には、適宜関係機関と協議を実施し、保安林の機能を損なわないよう、改変箇所を極力低減できるように配慮しながら、事業計画を策定いたします。

岩手県環境影響評価技術指針の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

環境影響評価法に基づくアセスメント（法アセス）の対象外となる規模の風力発電事業（出力 7,500kW 以上 37,500kW 未満）について、令和 4 年 10 月 1 日から、岩手県環境影響評価条例に基づくアセスメント（条例アセス）の対象とするため、現在、改正作業を進めているところ。

この改正に伴い風力発電事業に係る環境影響評価の参考項目等を定める必要があるため、技術指針の改正を行うもの。

2 改正内容

（1）技術指針別表第 1（事業特性）について

- ・ 別表第 1 は、事業の種類ごとに、事業者が把握・整理すべき事業の特性を定めているもの。
- ・ 発電所主務省令（第 4 条）及び他の条例対象事業（火力発電所・太陽電池発電所）の規定を参考として、風力発電事業の事業特性を追加（※今回、主務省令第 4 条の改正はなし。）

（2）技術指針別表第 2（参考項目）について

- ・ 別表第 2 は、事業者が対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たって参考とすべき項目を定めているもの。
- ・ 発電所主務省令（別表第 6）を参考として、風力発電事業についての参考項目を追加

（3）技術指針別表第 3（参考手法）について

- ・ 別表第 3 は、事業者が対象事業に係る環境影響評価の調査、予測の手法を選定するに当たって参考とすべき手法を定めているもの。
- ・ 発電所主務省令（別表第 12）を参考として、環境影響評価の手法について規定

3 改正スケジュール

6 月 14 日（火）	岩手県環境影響評価技術審査会開催
6 月末	施行規則の一部改正公布（予定）
9 月下旬	技術指針の一部改正公布（予定）
10 月 1 日	技術指針の一部改正施行 （法アセスの経過措置満了期間の満了日の翌日）

※ 発電所主務省令の正式名称

「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」

【参考】条例アセスの対象規模要件等

岩手県では、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、風力発電所の設置の工事業等を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とするため、現在改正作業を行っています。(令和4年6月末公布予定、令和4年10月1日施行)

1 対象とする事業

- ・ 風力発電所の設置の工事業
- ・ 発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業

2 対象規模要件

(1) 規模要件

第1種事業（条例アセスメント必須）：出力 7,500kW 以上

(2) 施行年月日

令和4年10月1日（法の経過措置満了日の翌日）

(参考) 国の制度改正について

国は、令和3年10月31日、環境影響評価法に基づく環境影響評価（アセスメント）制度の対象となる風力発電事業の規模要件について、以下のとおり引き上げた。

(1) 法アセスメントの規模要件

	改正前（～R3. 10. 30）	改正後（R3. 10. 31～）
第1種事業（必須）	出力 10,000kW 以上	出力 50,000kW 以上
第2種事業 （可否を個別判定）	出力 10,000kW 未満 7,500kW 以上	出力 50,000kW 未満 37,500kW 以上

(2) 施行年月日：令和3年10月31日

（経過措置：令和4年9月30日までは国が全て判定）

改正

平成11年3月31日告示第299号
 平成11年9月30日告示第813号
 平成12年1月14日告示第15号
 平成12年12月22日告示第918号
 平成15年3月31日告示第284号
 平成15年9月24日告示第738号
 平成16年3月12日告示第176号
 平成16年7月1日告示第485号
 平成19年3月30日告示第282号
 令和2年3月17日告示第147号
令和 年 月 日告示第 号

岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な技術的事項に関する指針を次のとおり定めた。

岩手県環境影響評価技術指針

（事業特性及び地域特性の把握）

第1条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

（1）事業特性に関する情報

別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる事業特性に関する事項

（2）地域特性に関する情報

ア 自然的状況

（ア）気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第3項第1号及び別表第2において「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

（イ）水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第3項第1号及び別表第2において「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（ウ）土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（エ）地形及び地質の状況

（オ）動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

（カ）景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

イ 社会的状況

（ア）人口及び産業の状況

（イ）土地利用の状況

（ウ）河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

（エ）交通の状況

（オ）学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

（カ）下水道の整備の状況

（キ）環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

（ク）その他対象事業に関し必要な事項

2 事業者は、前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化

の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

- 3 事業者は、第1項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、国、県、市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（環境影響評価の項目の選定）

第2条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、当該対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第2備考2に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる各影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
- (1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。第6条第1項第4号及び別表第2において「工事の実施」という。）
- (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において当該対象事業に係る関係法令の規定に基づく当該対象事業の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第2において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）
- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第2において同じ。）
- ア 大気環境
- (ア) 大気質
- (イ) 騒音
- (ウ) 振動
- (エ) 悪臭
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
- イ 水環境
- (ア) 水質（地下水の水質を除く。別表第2において同じ。）
- (イ) 水底の底質
- (ウ) 地下水の水質及び水位
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ウ その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。別表第2において同じ。）
- (ア) 地形及び地質
- (イ) 地盤
- (ウ) 土壌
- (エ) その他の環境要素
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

- ア 動物
- イ 植物
- ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第2において同じ。）

- ア 景観
- イ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物（条例別表第5号に規定する施設において処理する廃棄物を除く。）及び副産物をいう。次条第1項第6号及び別表第2において同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条第1項第6号及び別表第2において同じ。）

4 事業者は、第1項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。

5 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行わなければならない。

7 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理しなければならない。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（調査、予測及び評価の手法の選定）

第3条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第7条までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上、希少性その他の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第3において「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物の種若しくは生態系との相互関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然

との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下次項及び第4項において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

3 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（参考手法）

第4条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、別表第2備考2に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第3に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第3において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第1条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

(1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

(3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

(4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

(1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

一部改正〔平成19年告示282号〕

（調査の手法）

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

(1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

- (2) 調査の基本的な手法 国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - (3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
 - (4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第5項及び別表第3において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
 - (5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（第5項及び別表第3において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
- 5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。
- 6 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあつては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（予測の手法）

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第4条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法
- (2) 予測の対象とする地域（第4項及び別表第3において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
- (3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第3において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
- (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第3において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

- 2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、中間的な時期での予測を行うものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
- 5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県及び関係する市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。
- 6 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、当該対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきにより、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（評価の手法）

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 調査及び予測の結果並びに次条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- (2) 国、県又は市町村が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（環境保全措置の検討）

第8条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、当該事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（検討結果の検証）

第9条 事業者は、前条第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減する技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（検討結果の整理）

第10条 事業者は、第8条第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (4) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損われ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- (6) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第8条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

一部改正〔平成19年告示282号〕

（事後調査）

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

2 事業者は、前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

3 事業者は、第1項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

- (1) 事後調査を行うこととした理由
- (2) 事後調査の項目及び手法
- (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- (4) 事後調査の結果の公表の方法
- (5) 県、市町村その他の事業者以外の者（以下この号において「県等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該県等との協力又は当該県等への要請

の方法及び内容

(6) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

(7) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
一部改正〔平成19年告示282号〕

前 文（抄）（平成11年9月30日告示第813号）

平成11年10月1日から施行する。

前 文（抄）（平成12年1月14日告示第15号）

平成12年1月15日から施行する。

前 文（抄）（平成12年12月22日告示第918号）

平成13年1月6日から施行する。

前 文（抄）（平成15年9月24日告示第738号）

平成15年10月1日から施行する。

前 文（抄）（平成16年3月12日告示第176号）

平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第282号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年9月30日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年3月30日から施行する。

（経過措置）

2 事業者がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、この告示による改正後の岩手県環境影響評価技術指針（以下「改正後の告示」という。）第1条から第7条までの規定の適用については、なお従前の例による。

3 事業者が施行日前に条例第16条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象事業については、改正後の告示第1条から第11条までの規定の適用については、なお従前の例による。

4 事業者は、施行日前においても、改正後の告示第1条から第11条までの規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。

5 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象事業については、施行日において、改正後の告示の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。

附 則（令和2年3月17日告示第147号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日告示第 号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1 事業特性（第1条関係）

事業の種類		事業特性
条例別表第1号に掲げる事業	一般国道、県道、市町村道及び農道の新設及び改築の事業	1 対象事業の種類（一般国道、県道、市町村道又は農道の別及び新設又は改築の別）
		2 対象事業実施区域の位置
		3 対象事業の規模（対象事業に係る道路の延長）
		4 対象事業に係る道路の区間及び車線の数
		5 対象事業に係る道路の区分（道路構造令（昭和45年政令第320号）第3条に規定する道路の区分をいう。）、設計速度、計画交通量及び構造の概要
		6 対象事業の工事計画の概要
		7 その他の対象事業に関する事項
林道の新設の事業	1 対象事業実施区域及び林道の延長	

		<ul style="list-style-type: none"> 2 対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 3 主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要 4 その他の対象事業に関する事項
条例別表第2号に掲げる事業	ダムの新築の事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類（国土交通大臣若しくは知事が河川工事として行うもの、水道事業若しくは水道用水供給事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、工業用水道事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、土地改良事業として行うもの、独立行政法人水資源機構が行うもの又はその他の者が行うものの別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係るサーチャージ水位又は常時満水位における貯水池の水面の面積）及び総貯留容量 4 対象事業に係るダムの堤体の規模及び形式並びにダムの供用に関する事項 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
	堰（せき）の新築及び改築の事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類（国土交通大臣若しくは知事が河川工事として行うもの、水道事業若しくは水道用水供給事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、工業用水道事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、土地改良事業として行うもの、独立行政法人水資源機構が行うもの又はその他の者が行うものの別及び新築又は改築の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係る計画湛（たん）水位における湛（たん）水区域の面積） 4 対象事業に係る堰（せき）の規模及び形式並びに堰（せき）の供用に関する事項 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
	放水路の新築の事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（土地の形状を変更する面積） 3 対象事業に係る延長及び川幅 4 対象事業に係る分流の計画 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第3号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類（鉄道、索道又は軌道の別及び建設又は改良の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係る線路の延長） 4 対象事業に係る単線、複線等の別及び動力 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第4号に掲げる事業	火力発電所の設置及び変更の工事の事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

		<ul style="list-style-type: none"> 2 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の出力 3 対象事業実施区域及びその面積 4 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要 5 対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
	太陽電池発電所の設置及び変更の工事の事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の出力 2 対象事業実施区域及びその面積 3 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要 4 対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 5 その他の対象事業に関する事項
	<u>風力発電所の設置及び変更の工事の事業</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>1 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類（洋上風力の場合は、支持・浮体構造も記載する。）</u> <u>2 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の出力</u> <u>3 対象事業実施区域及びその面積</u> <u>4 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要</u> <u>5 対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要</u> <u>6 その他の対象事業に関する事項</u>
	送電線路の設置及び変更の工事の事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（送電線路の延長及び電圧） 3 対象事業の工事計画の概要 4 その他の対象事業に関する事項
条例別表第5号に掲げる事業	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の設置及び規模の変更の事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の別）及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イからハマまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別） 2 対象事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積 3 対象事業実施区域の位置 4 対象事業に係る最終処分場の埋立容量 5 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類 6 対象事業実施区域の面積 7 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量 8 対象事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要 9 対象事業に係る最終処分場の放流水の放流先 10 対象事業の工事計画の概要

		11 その他対象事業に関する事項
	ごみ処理施設、し尿処理施設、産業廃棄物の処理施設の設置及び規模等の変更の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類（ごみ処理施設、し尿処理施設、汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃PCB等の焼却施設、その他の産業廃棄物の焼却施設、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設の別及び設置又は規模等の変更の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（処理能力） 4 対象事業に係る処理する廃棄物の処理計画の概要 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第6号から第9号までに掲げる事業		<ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業の施行区域の面積） 3 対象事業に係る公共施設の配置 4 対象事業に係る宅地の利用計画 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第10号に掲げる事業	独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業に係る土地の面積） 3 対象事業に係る公共施設の配置 4 対象事業に係る宅地の利用計画 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
	住宅団地の用地の造成の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積） 3 対象事業に係る公共施設の配置 4 対象事業に係る宅地の利用計画 5 対象事業に係る団地からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項
	工業団地の用地の造成の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積） 3 対象事業に係る公共施設の配置 4 対象事業に係る配置計画、種類、操業規模その他の設置されることとなる工場及び事業場の概要 5 工場及び事業場からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項
	その他の用地の造成の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類（農用地、石油貯蔵施設、自動車の試験の用に供する走行場、変電所、水道施設、大規模小売店舗、駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所又は卸売市場の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積）

		<ul style="list-style-type: none"> 4 対象事業に係る施設の配置計画、規模その他の施設の概要 5 対象事業に係る施設からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項
条例別表第11号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類（スポーツ又はレクリエーション施設の種類及び新設又は増設の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積） 4 対象事業に係る施設の配置計画、規模その他の施設の概要 5 対象事業に係る施設からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項
条例別表第12号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積） 3 対象事業に係る岩石、砂利又は土の別、採取方法その他の操業の概要 4 対象事業に係る施設からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第13号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積） 3 対象事業に係る鉱物の種類、採掘方法その他の操業の概要 4 対象事業に係る施設からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第14号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業の種類 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（排水量又は排出ガス量） 4 対象事業に係る施設の概要 5 対象事業に係る工場又は事業場からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項
条例別表第15号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（最大の処理能力） 3 対象事業に係る処理する下水の処理計画の概要 4 対象事業に係る放流水の放流先 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第16号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（排水量） 3 対象事業に係る配置計画、飼育規模その他の施設の概要

	<ul style="list-style-type: none"> 4 対象事業に係る施設からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
<p>条例別表第17号に掲げる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（高さ又は延べ面積） 3 対象事業に係る建築物の種類（建築物の用途） 4 対象事業に係る建築物からの汚水及び廃棄物の処理計画の概要 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項

	供用	の運行																									
条例別表第16号に掲げる事業	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響																									
		建設機械の稼働																									
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																									
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在																									
施設の稼働																											
廃棄物の運搬その他の車両の運行																											
条例別表第17号に掲げる事業	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響																									
		建設機械の稼働																									
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																									
	土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）																									
		建築物の存在																									
		建築物の利用者の車両の運行																									

備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 条例別表第1号に掲げる事業

ア 一般国道、県道、市町村道又は農道

- (ア) 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式であること。
- (イ) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (ウ) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (エ) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (オ) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

イ 大規模林道又は林道

- (ア) 林道の構造が、地表式、堀割式又は嵩高式であること。
- (イ) 林道の構造の種類に応じた工事用機械を用いて工事を行うこと。
- (ウ) 工事の完了後、当該事業の目的である林道の構造物が存在し、かつ、当該林道上を自動車が行くこと。

(2) 条例別表第2号に掲げる事業

ア ダム

- (ア) 転流工、提体基礎掘削工、基礎処理工、提体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの提体の工事」を行うこと。
- (イ) ダムの提体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
- (ウ) 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。
- (エ) ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行うこと。
- (オ) 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
- (カ) ダムの提体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
- (キ) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。

イ 堰(せき)

- (ア) 土砂等の掘削を行い堰(せき)を設置する「堰(せき)の工事」を行うこと。
- (イ) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- (ウ) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「掘削の工事」を行うこと。

(エ) 堰(せき)、護岸等の施設及び湛(たん)水区域が存在する。

(オ) 当該堰(せき)を流水の貯留又は取水の用に供する。

ウ 放水路

(ア) 土砂等の掘削を行い堰(せき)や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。

(イ) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。

(ウ) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。

(エ) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。

(オ) 当該放水路を洪水調節の用に供する。

(3) 条例別表第3号に掲げる事業

ア 鉄道

(ア) 鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。

(イ) 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

(ウ) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

(エ) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

(オ) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

イ 軌道

(ア) 軌道の施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。

(イ) 軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

(ウ) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

(エ) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

(オ) 工事の完了後、当該事業の目的である軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行すること。

ウ 索道

(ア) 準備工事として造成区域の整地を行うこと。

(イ) 索道施設の構造に応じた工事用機械を用いて工事を行うこと。

(ウ) 工事の完了後、当該事業の目的である索道の施設が存在し、かつ、当該索道を搬器が稼動すること。

(4) 条例別表第4号に掲げる事業

ア 火力発電所

(ア) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。

(イ) 建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。

(ウ) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成及び整地を行うこと。

(エ) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。

(オ) 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油及び副生ガスがある。

(カ) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。

(キ) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合は、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。

(ク) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。

(ケ) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。

(コ) 発電設備から産業廃棄物が発生する。

イ 太陽電池発電所

(ア) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。

(イ) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。

(ウ) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行うこと。

(エ) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し、建設された太陽電池発電所を有する。

(オ) 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。

ウ 風力発電所

(ア) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。

(イ) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事をを含む。

(ウ) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。

(エ) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。

(オ) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。

エ 送電線路

- (ア) 準備工事として造成区域の整地を行い、施設に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
 - (イ) 工作物として鉄塔施設及びその他の施設を有する。
- (5) 条例別表第5号に掲げる事業
- ア 廃棄物最終処分場
 - (ア) 最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。
 - (イ) 立地の形式は、陸上埋立とする。
 - (ウ) 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
 - (エ) 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。
 - (オ) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。
 - (カ) 埋立てにおいては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。
 - イ ごみ処理施設又は産業廃棄物焼却施設
 - (ア) 準備工事として造成区域の整地を行い、処理施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
 - (イ) 車両により資材及び機械並びに建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
 - (ウ) 工作物として、燃焼設備その他の構造物及び搬入道路その他の附帯設備を有する。
 - (エ) 焼却を行う廃棄物は、道路を経由して搬入するものとする。
 - (オ) 施設の稼動に伴い発生する廃棄物等の搬出は、道路を経由して行うこと。
 - ウ し尿処理施設
 - (ア) 準備工事として造成区域の整地を行い、処理施設の構造に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
 - (イ) 車両により資材及び機械並びに建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
 - (ウ) 工作物として、水処理設備その他の構造物及び搬入道路その他の附帯設備を有する。
 - (エ) 処理を行う廃棄物は、道路を経由して搬入するものとする。
 - (オ) 施設の稼動に伴い発生する廃棄物等の搬出は、道路を経由して行うこと。
 - エ 産業廃棄物中和等施設
 - (ア) 準備工事として造成区域の整地を行い、処理施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
 - (イ) 車両により資材及び機械並びに建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
 - (ウ) 油水分離施設にあつては油水分離設備等を有し、中和処理施設にあつては中和処理設備等を有する。
 - (エ) 処理を行う廃棄物は、道路を経由して搬入するものとする。
 - (オ) 施設の稼動に伴い発生する廃棄物等の搬出は、道路を経由して行うこと。
- (6) 条例別表第6号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 雨水等の排水を行うこと。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - エ 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
- (7) 条例別表第7号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 雨水等の排水を行うこと。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - エ 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
- (8) 条例別表第8号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 雨水等の排水を行うこと。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - エ 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
- (9) 条例別表第9号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 雨水等の排水を行うこと。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - エ 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供されること。

- (10) 条例別表第10号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 雨水等の排水を行うこと。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - エ 工事の完了後、敷地が住宅団地、工業団地、農用地、石油の貯蔵施設、自動車の試験の用に供する走行場、変電所、水道施設、大規模小売店舗、路外駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所、卸売市場、道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設の立地の用に供されること。
- (11) 条例別表第11号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - ウ 工事の完了後、敷地がスポーツ又はレクリエーション施設（キャンプ場、遊園地、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ場、スキー場、弓場、乗馬場、植物園、動物園、射撃場、都市公園）及びこれと一体となって整備される緑地、道路その他の施設の立地の用に供されること。
 - エ 施設の利用は、道路を利用して行うこと。
 - オ 施設の供用に伴い発生する廃棄物等の搬出は、道路を経由して行うこと。
- (12) 条例別表第12号に掲げる事業
- ア 岩石及び土の採取方法は露天採掘とし、砂利の採取方法は機械掘りとする。
 - イ 準備工事として岩石等の採取区域の表土等の除去を行い、建設工事に伴う副産物等の搬出を道路を経由して行うこと。
 - ウ 工作物として、破碎設備、選別設備、洗浄施設、製品置場その他の施設等を有する。
 - エ 製品の搬出は、道路を経由して行うこと。
- (13) 条例別表第13号に掲げる事業
- ア 鉱物の採掘方法は、露天採掘とする。
 - イ 準備工事として鉱物の採掘区域の表土等の除去を行い、採掘方法に応じた機械を用いて工事を行うこと。
 - ウ 工作物として、選鉱設備、廃水処理施設、鉱業廃棄物置場その他の主要施設等を有する。
 - エ 鉱物の搬出は、道路を経由して行うこと。
- (14) 条例別表第14号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 工事の種類に応じた建設機械を用いて行うこと。
 - ウ 主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材及び機械の運搬、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
 - エ 工作物として、工場又は事業場の建築物が存在し、事業活動を行うこと。
 - オ 原材料や製品の運搬は、道路を経由して行うこと。
 - カ 工場又は事業場から発生する廃棄物の搬出は、道路を経由して行うこと。
- (15) 条例別表第15号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 工事の種類に応じた建設機械を用いて行うこと。
 - ウ 主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材及び機械の運搬、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
 - エ 工作物として、水処理設備、汚泥処理設備その他の構造物等を有する。
 - オ 処理対象物は下水とし、管渠を経由して流入するものとする。
 - カ 施設の稼動に伴い発生する廃棄物の搬出は、道路を経由して行うこと。
- (16) 条例別表第16号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 工事の種類に応じた建設機械を用いて行うこと。
 - ウ 主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材及び機械の運搬、建設工事に伴う副産物の搬出を道路を経由して行うこと。
 - エ 工作物として、豚房施設又は牛房施設、堆肥舎、汚水貯留槽、汚水処理施設等の主要施設その他の附帯設備を有する。
 - オ 施設の稼動に伴い発生する廃棄物の搬出は、道路を経由して行うこと。
- (17) 条例別表第17号に掲げる事業
- ア 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。
 - イ 工事の種類に応じた建設機械を用いて行うこと。
 - ウ 主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材及び機械の運搬、建設工事に伴う副産物等の搬出を道路を経由して行うこと。
 - エ 工作物として、建築物その他の主要施設等の附帯設備を有する。
 - オ 建築物の利用は、道路を経由して行うこと。
 - カ 施設の供用に伴い発生する廃棄物の搬出は、道路を経由して行うこと。

- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「二酸化窒素等」とは、次に掲げる物質のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質（前号の粉じん等を除く。）をいう。
- (1) 大気汚染に係る環境基準が定められている物質
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する物質（(1)に掲げる物質を除く。）
- (3) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質（(1)に掲げる物質を除く。）
- 5 この表において「水の汚れ等」とは、次に掲げる物質等のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質等をいう。
- (1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が定められている物質
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条に規定する排水基準が定められている物質（(1)に掲げる物質を除く。）
- (3) 人の健康の保護に関連する物質のうち、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（別名MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅（別名有機銅）、クロロタロニル（別名TPN）、プロピザミド、EPN、ジクロルボス（別名DDVP）、フェノブカルブ（別名BPMC）、イプロベンホス（別名IBP）、クロロニトロフェン（別名CNP）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン及びウラン
- (4) 生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質のうち、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノール
- (5) 平成6年4月15日環水土第86号環境庁水質保全局長通知「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」別表に掲げる農薬の成分その他知事が別に定める農薬の成分
- (6) 河川、湖沼及び海域の水温又は塩化物イオン
- 6 この表において「地下水位等」とは、地下水の水位、地下水の流れ、塩化物イオン濃度、底質、流向及び流速をいう。
- 7 この表において「重要な地形及び地質」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 8 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 9 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 10 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 11 この表において「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要であるものをいう。
- 12 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上、希少性又は種の保存上の観点から重要である生息地、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 13 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している視点（眺望する地点）をいう。
- 14 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点からの景観資源の全体的な眺めをいう。
- 15 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 16 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 17 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- 18 この表において「二酸化炭素等」とは、二酸化炭素及びメタンをいう。
- 19 この表において「海生動物」とは、海域に生息する魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚子をいう。
- 20 この表において「海生植物」とは、海域に生息する潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトンをいう。

別表第3 参考手法（第4条関係）

参考項目			参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		調査の手法	予測の手法
二酸化窒素等	工事の実施	工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働並びに資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて第3号の調査地域における二酸化窒素等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働並びに資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素等に係る環境影響が最大となる時期
	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行、施設の稼働（排ガス）、資材等の搬出入、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行、施設の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行、工場等の稼働、施設の利用者の車両の運行、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両の運行、鉱物の運搬に用	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素等の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて前号

	<p>いる車両の運行、工場及び事業場における事業活動、製品の運搬その他の車両の運行並びに建築物の利用者の車両の運行</p>	<p>び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素等の濃度の状況 二酸化窒素等に係る環境基準に規定する二酸化窒素等の濃度の測定の方法又はその他適切な方法</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>(1) 資材等の搬出入及び廃棄物の埋立てにあつては、二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて第3号の調査地域における二酸化窒素等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果</p>	<p>の予測地域における二酸化窒素等に係る環境影響を的確に把握できる地点(施設の稼働、工場等の稼働並びに工場及び事業場における事業活動の場合を除く。)</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 自動車の走行にあつては、計画交通量の発生が見込まれる時期</p> <p>(2) 資材等の搬出入、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両、廃棄物の運搬その他の車両、施設の利用者の車両、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両、鉱物の運搬に用いる車両、製品の運搬その他の車両又は建築物の利用者の車両の運行にあつては、発生交通量が定常状態となる時期</p> <p>(3) 施設の稼働、埋立・覆土用機械の稼働、工場等の稼働並びに工場及び事業場における事業活動にあつては、その事業活動が定常状態となる時期</p> <p>(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業にあつては、工場等の稼働が見込まれる時期</p> <p>(5) 施設の稼働(排ガス)にあつては定常状態となる時期及び環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定することができない場合に限る。)</p> <p>(6) 資材等の搬出入にあつては、環境影響</p>
--	---	--	---

			的に把握できる期間及び時期 (2) 前号に掲げる影響要因の区分以外の影響要因にあつては、春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	が最大となる時期 (7) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行にあつては、環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期
粉じん等 (石炭粉じんを除く。)	工事の実施	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰(せき)の工事、護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流させる施設の工事、堤防の工事、工事用資材等の搬出入並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて第3号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 工事の実施にあつては、各影響要因による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) 資材等の搬出入、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両又は鉋物の運搬に用いる車両の運行にあつては、発生交通量が定常状態となる時期 (3) 施設の稼働、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行又は工場及び事業場における事業活動にあつては、その事業活動が定常状態となる時期
	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在、施設の稼働(排ガス)、資材等の搬出入、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行、事業場における事業活動、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両の運行、鉋物の運搬に用いる車両の運行並びに工場及び事業場における事業活動		
粉じん等 (石炭粉じん)	土地又は工作物の存在及び	地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働(機械等の稼働)	1 調査すべき情報 (1) 降下ばいじん (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算

	供用		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（降下ばいじんについては、デポジットゲージ又はダストジャーによる測定方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 地形変化及び施設の存在、施設の稼働が定常状態となる時期及び環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
騒音	<p>工事の実施</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰（せき）の工事、護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流させる施設の工事、堤防の工事、工事用資材等の搬出入、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>自動車の走行、列車の走行（地下を走行する場合を除く。）、車両の走行（地下を走行する場合</p>	<p>1 調査すべき情報 （1）騒音の状況 （2）建設機械の稼働等工事の実施、埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理施設の稼働、施設の稼働、工場及び事業場における事業活動、工場等の稼働並びに事業場における事業活動にあつては、地表面の状況 （3）資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、道路の付替の工事、堰（せき）の工事、護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流させる施設</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 （1）工事の実施及び資材等の搬出入にあつては、各影響要因による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>

	<p>を除く。)、索道の稼働、施設の稼働（機械等の稼働）、資材等の搬出入、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行、浸出液処理施設の稼働、施設の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行、工場の稼働、施設の利用者の車両の運行、事業場における事業活動、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両の運行、鉱物の運搬に用いる車両の運行、工場及び事業場における事業活動、製品の運搬その他の車両の運行並びに建築物の利用者の車両の運行</p>	<p>の工事又は堤防の工事にあつては、工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>(4) 自動車の走行にあつては、対象事業により新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>(5) 資材等の搬出入、製品の運搬その他の車両の運行、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両の運行、鉱物の運搬に用いる車両の運行、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行又は建築物の利用者の車両の運行にあつては、道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(6) 工事用資材等の搬出入にあつては、道路交通騒音の状況、沿道の状況、道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (騒音の状況については、次に掲げる方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する</p>	<p>(2) 自動車の走行にあつては、計画交通量が見込まれる時期</p> <p>(3) 列車及び車両の走行にあつては、それらの供用が定常状態になり、適切に予測できる時期</p> <p>(4) 索道の稼働、資材等の搬出入、廃棄物の運搬その他の車両の運行、製品の運搬その他の車両の運行、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両の運行、鉱物の運搬に用いる車両の運行又は建築物の利用者の車両の運行にあつては、その発生交通量が定常状態となる時期</p> <p>(5) 浸出液処理設備の稼働、工場及び事業場における事業活動、工場の稼働又は事業場における事業活動にあつては、その事業活動が定常状態となる時期</p> <p>(6) 施設の稼働、建設機械の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行又は埋立・覆土用機械の稼働にあつては、騒音に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>
--	--	--	---

			<p>騒音の測定の方法</p> <p>(2) 騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(3) 騒音規制法第4条第1項の規定による特定工場等の騒音についての測定の方法その他適切な測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第3号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
振動	<p>工事の実施</p> <p>土地又は</p>	<p>建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰(せき)の工事、護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流させる施設の工事、堤防の工事、工事用資材等の搬出入並びに資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>自動車の走行、列車の走</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 建設機械の稼働等工事の実施にあつては、地盤の状況(工事用資材等の搬出入にあつては、交通量に係る状況)</p> <p>(2) 自動車の走行、列車の走行並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行にあつては、道路交通振動の状況及び地盤の状況</p> <p>(3) 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 自動車の走行、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行にあつては、振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又はその他適切な式を用いた理論計算</p> <p>(2) その他の場合に</p>

<p>工作物の存在及び供用</p>	<p>行（地下を走行する場合を除く。）、車両の走行（地下を走行する場合を除く。）、施設の稼働（機械等の稼働）、資材等の搬出入、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行、浸出液処理施設の稼働、施設の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行、工場の稼働、施設の利用者の車両の運行、事業場における事業活動、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両の運行、鉱物の運搬に用いる車両の運行、工場及び事業場における事業活動、製品の運搬その他の車両の運行並びに建築物の利用者の車両の運行</p>	<p>の運行並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行にあっては、道路交通振動の状況、地盤の状況、並びに道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(4) その他の場合にあっては地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (前号(2)の振動の状況については、次に掲げる方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法</p> <p>(2) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第4条第1項の規定による特定工場等の振動についての測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入にあっては、工事前資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>(2) その他の場合にあっては、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る</p>	<p>あつては、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 工事の実施にあっては、各影響要因による振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 自動車の走行にあっては、計画交通量が見込まれる時期</p> <p>(3) 列車及び車両の走行にあっては、それらの供用が定常状態になり、適切に予測できる時期</p> <p>(4) 資材等の搬出入、廃棄物の運搬その他の車両の運行、岩石、砂利又は土の運搬に用いる車両の運行、鉱物の運搬に用いる車両の運行、製品の運搬その他の車両の運行又は建築物の利用者の車両の運行にあっては、その運行による発生交通量が定常状態となる時期</p> <p>(5) 工場の稼働、事業場における事業活動又は工場及び事業場における事業活動にあっては、その事業活動が定常状態となる時期</p> <p>(6) 建設機械の稼働、</p>
-------------------	--	--	--

			<p>環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第3号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理設備の稼働並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行にあっては、振動に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>
悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の存在・分解、施設の稼働並びに工場及び事業場における事業活動	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 悪臭の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(悪臭の情報については、次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第1条の規定による測定の方法</p> <p>(2) 特定悪臭物質については、同法施行規則第5条の規定による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて第3号の調査</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用若しくは解析又は大気拡散式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>悪臭に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>

			地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
水の汚れ等	工事の実施	ダムの堤体の工事	1 調査すべき情報 (1) 水の汚れ等の状況 (2) 水の汚れ等の調査時における流量の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水の汚れ等の状況については、環境基準に規定する測定の方法又はその他適切な方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 (1) ダムの堤体工事にあっては、ダムの堤体の工事実施区域及びその周辺の区域 (2) ダムの供用及び貯水池の存在並びに堰(せき)の供用及び湛(たん)水区域の存在にあつては、流域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて水の汚れ等に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の汚れ等の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 統計的手法、物質の収支、熱の収支その他適切な式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて水の汚れ等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 流域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れ等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) ダムの堤体工事にあっては、水の汚れ等に係る環境影響が最大となる時期 (2) ダムの供用及び貯水池の存在又は堰(せき)の供用及び湛(たん)水区域の存在にあつては、ダム又は堰(せき)の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
	土地又は工作物の存在及び供用	ダムの供用及び貯水池の存在並びに堰(せき)の供用及び湛(たん)水区域の存在		

			<p>流域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れ等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて第3号の調査地域における水の汚れ等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	
		<p>施設の稼働（排水）、施設の稼働（温排水）、最終処分場の存在、浸出液処理水の排出、施設の稼働、工場の稼働、事業場における事業活動、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水の汚れ等の状況</p> <p>(2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（水の汚れ等の情報については、環境基準に規定する測定の方法又はその他適切な方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れ等の特性を踏まえて水の汚れ等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れ等に係る環境影響を予測し、及び評</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>物質の収支、熱の収支、単純混合式、ジョセフ・センドナー式その他適切な式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水域の水の汚れ等の変化の特性を踏まえて水の汚れ等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れ等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動又は発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れ等に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>

			価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れ等の変化の特性を踏まえて第3号の調査地域における水の汚れ等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
		工場等の稼働	1 調査すべき情報 国、県又は関係する市町村による水質に係る規制等の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 工場等の排水を排水する公共用水域 4 調査地点 工場等の排水を排水する地点	1 予測の基本的な手法 原単位法により水の汚れ等の物質量を計算 2 予測地域 工場等の排水を排水する公共用水域 3 予測地点 工場等の排水を排水する地点 4 予測対象時期等 工場等の稼働が見込まれる時期
土砂による水の濁り	工事の実施	雨水の排水	1 調査すべき情報 国、県又は関係する市町村による水質に係る規制等の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 雨水を排水する公共用水域 4 調査地点 雨水を排水する地点	1 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質量を計算 2 予測地域 雨水を排水する公共用水域 3 予測地点 雨水を排水する地点 4 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰(せ)	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況 (2) 河川にあっては、その流量の状況 (3) 気象の状況 (4) 土質の状況	1 予測の基本的な手法 浮遊物質量について単純混合方式、ジョセフ・センドナー式を用いた理論計算その他の浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の

	き)の工事、護岸の工事、掘削の工事、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響並びに造成等の施工	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの供用及び貯水池の存在、地形改変及び施設存在、浸出液処理水の排出並びに事業場における事業活動	3 調査地域 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、第3号の調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	3 予測地点 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて前号の予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 工事の実施にあつては、各影響要因による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 (2) ダムの供用及び貯水池の存在にあつては、ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期 (3) 地形改変及び施設存在にあつては、水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期 (4) 事業場における事業活動にあつては、その事業活動が定常状態となる時期 (5) 浸出液処理水の排出にあつては、水の濁りに係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期
	放水路の存在及び供用	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域

			<p>(3) 放流先の水域の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>調査地域のうち、流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 洪水時の放水路の供用によって土砂による水の濁りに係る環境影響が発生する時期</p>
地下水位	工事の実	造成等の工事による一	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

<p>等（地下 水の水位）</p>	<p>施 土地又は 工作物の 存在及び 供用</p>	<p>時的な影響 堰（せき）の供用及び湛 （たん）水区域の存在、放 水路の存在及び供用、工 場の稼働並びに工場及 び事業場における事業 活動</p>	<p>(1) 地下水の水位の 状況 (2) 地質の状況 (3) 堰（せき）の供用 及び湛（たん）水区域 の存在にあっては河 川の水位の状況、堰 （せき）以外の事業に あっては地下水の利 用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及 び現地調査による情報 の収集並びに当該情報 の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえ て地下水の水位に係 る環境影響を受けるお それがある地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえ て前号の調査地域にお ける地下水の水位に係 る環境影響を予測し、及 び評価するために必要 な情報を適切かつ効果 的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえ て前号の調査地域にお ける地下水の水位に係 る環境影響を予測し、及 び評価するために必要 な情報を適切かつ効果 的に把握できる期間及 び時期</p>	<p>地下水の水理に関す る解析又は事例の引用 若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質 の特性を踏まえて地下 水の水位に係る環境影 響を受けるおそれがあ る地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえ て前号の予測地域にお ける地下水の水位に係 る環境影響を的確に把 握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 工事の実施にあ っては、地下水の水位 に係る環境影響が最大 となる時期 (2) 堰（せき）の供用 及び湛（たん）水区域 の存在又は放水路の 存在及び供用にあっ ては、地下水の水位に 係る環境影響が定常 状態となる時期 (3) 工場の稼働又は 工場及び事業場にお ける事業活動にあっ ては、その事業活動が 定常状態となる時期</p>
<p>地下水位 等（底質 の有害物 質）</p>	<p>工事の実 施</p>	<p>建設機械の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質 の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及 び現地調査による情報 の収集並びに当該情報 の整理及び解析 3 調査地域 しゅんせつ工事を 行う地域 4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質 の状況を把握した上で、 事例の引用又は解析 2 予測地域 有害物質の拡散の特 性を踏まえ、建設機械の 稼働による有害物質に 係る環境影響を受ける おそれがある地域 3 予測地点 有害物質の拡散の特</p>

			<p>前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に1回</p>	<p>性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水位等（水底の泥土）	土地又は工作物の存在及び供用	堰（せき）の供用及び湛（たん）水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水底の泥土及びその調査時の流量</p> <p>(2) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(2)のうち浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて第3号の調査</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>堰（せき）の供用が定常状態となり、適切に予測できる時期</p>

			地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
地下水位等（地下水の塩化物イオン濃度）	土地又は工作物の存在及び供用	放水路の存在及び供用	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地下水の塩化物イオン濃度の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 (4) 地下水の利用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて第3号の調査地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 塩化物イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響が定常状態となる時期
地下水位等（流向及び流速）	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働（温排水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 流況の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験 2 予測地域 調査地域のうち、流況

			<p>の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び地形改変及び施設の存在による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができない場合に限る。）</p>
地下水位等（地下水の流れ）	<p>工事の実施</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>造成等の施工</p> <p>最終処分場の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の状況 (2) 地下水の利用状況 (3) 地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>

			握できる期間及び時期	
重要な地形及び地質	工事の実施	工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び造成等の施工	1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の状況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	土地又は工作物の存在及び供用	道路（地表式又は掘割式）の存在、道路（嵩上式）の存在、事業の立地及び林道の存在、ダム of 堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在、ダム of 供用及び貯水池の存在、堰（せき）及び護岸の存在、堰（せき）の供用及び湛（たん）水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在、鉄道施設（嵩上式）の存在、軌道（地表式又は掘割式）の施設 of 存在、軌道（嵩上式）の存在、索道の施設 of 存在、地形改変及び施設 of 存在、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在、敷地の存在（土地の改変）並びに事業場における事業活動	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第3号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
地下水の水位の低下による地盤沈下	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 (2) 地下水の状況 (3) 地質の状況	1 予測の基本的な手法 地下水の水理若しくは地盤の圧密に関する解析又は事例の引用若しくは解析
	土地又は工作物の存在及び供用	放水路の存在及び供用並びに工場及び事業場における事業活動	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそ	2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の水位の低

			<p>れがある地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 放水路の供用にあつては、放水路が供用されて地下水の水位が定常状態となる時期 (2) その他の場合にあつては、造成等の工事又は工場及び事業場における事業活動により、地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響が最大となる時期</p>
土地の安定性	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 土地の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 土地の特性を踏まえて前号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査時期等 土地の特性を踏まえて第3号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的な手法</p> <p>2 予測地域 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、調査地域に準ずる。</p> <p>3 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
土壌汚染	土地又は工作物の存在及び供用	工場及び事業場における事業活動	<p>1 調査すべき情報 (1) 土壌汚染の状況 (2) 地質の状況 (3) 地下水の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質</p>

			<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(1)については、次に定める方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 環境基準に規定する土壌の汚染に係る測定の方法 (2) その他適切な方法</p> <p>3 調査地域 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて前号の調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて前号の予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動が定常状態となる時期</p>
日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	道路（嵩上式）の存在、鉄道施設（嵩上式）の存在、軌道の施設（嵩上式）の存在並びに建築物の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法等時間の日影線を描いた日影図の作成その他適切な方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて前号の</p>

			4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期	予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工作物が完成する時期
電波障害	土地又は工作物の存在及び供用	建築物の存在	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 (3) テレビジョン放送電波の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 土地利用、地形及びテレビジョン放送電波の特性を踏まえて電波障害を及ぼすおそれがある地域 4 調査期間等 土地利用、地形及びテレビジョン放送電波の特性を踏まえて電波障害を適切に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用若しくは解析又は障害予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用、地形及びテレビジョン放送電波の特性を踏まえて電波障害を受けるおそれがある地域 3 予測地点 土地利用、地形及びテレビジョン放送電波の特性を踏まえて前号の予測地域における電波障害を受ける影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工作物が完成する時期
反射光	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 反射光の特性を踏まえて前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期

			<p>5 調査期間等</p> <p>反射光の特性を踏まえて第3号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
風車の影	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>
動物に係る重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、造成等の工事による一時的な影響、工事用機械の稼働等、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰(せき)の工事、護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流さ	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊(せき)椎(ついで)動物、昆虫類その他主な陸生動物及び魚類その他の主な水生動物に係る動物相の状況(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生息する動物を除いたものについては、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況、海域に生息する動物については、魚等の遊泳動物、潮間帯生物</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析(条例別表第4号に掲げる事業で、海域に生息する動物にあっては、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析を含む)</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物</p>

	<p>せる施設の工事、堤防の工事、造成工事、工所用資材等の搬出入、造成等の施工による一時的な影響、造成等の施工並びに資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p>	<p><u>(動物)、底生生物(動物)、動物プランクトン、卵・稚仔(以下「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況並びに干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</u></p>	<p>の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 <u>(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生息する動物にあって、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域を含む)</u></p>
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在、事業の立地及び林道の存在、自動車の走行、ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在、堰(せき)及び護岸の存在、堰(せき)の供用及び湛(たん)水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在、鉄道施設(嵩上式)の存在、軌道の施設(地表式又は掘割式)の存在、軌道の施設(嵩上式)の存在、索道の施設の存在、地形改変及び施設の存在、<u>施設の稼働</u>(温排水)、<u>施設の稼働</u>、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在、敷地の存在(土地の改変)並びに事業場における事業活動</p>	<p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p><u>(4) 施設の稼働にあつては、哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</u></p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 <u>(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生息する動物にあっては、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境に係る環境影響を予測し、</u></p>	<p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯 <u>(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生息する動物にあっては、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境に係る環境影響を的確に把握できる時期を含む)</u></p>

			及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路を含む)	
			5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて第3号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生息する動物にあつては、第3号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯を含む)	
植物に係る重要な種及び重要な群落	工事の実施	工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰(せき)の工事、護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流させる施設の工事、堤防の工事、造成等の施工による一時的な影響並びに造成等の施工	1 調査すべき情報 (1) 河川又は湖沼にあつては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、海域にあつては、海藻類その他主な植物に関する植物相及び植生の状況(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生育する植物を除いたもの)にあつては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、海域に生育する植物にあつては、潮間帯生物(植物)、海藻草類及び植物プランクトン(以下「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況並びに干潟、藻場、さんご礁の分布及び	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生育する植物にあつては、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析)
	土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在、事業の立地及び林道の存在、ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在、堰(せき)及び護岸の存在、堰		2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生育する植物にあつては、調査地域のう

	<p>(せき)の供用及び湛(たん)水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在、鉄道施設(嵩上式)の存在、軌道の施設(地表式又は掘割式)の存在、軌道の施設(嵩上式)の存在、索道の施設の存在、地形改変及び施設の存在、施設の稼動(温排水)、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在、敷地の存在(土地の改変)並びに事業場における事業活動</p>	<p><u>そこにおける植物の生育環境の状況</u></p> <p>(2) 植物の重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 <u>(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生育する植物にあつては、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路)</u></p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて第3号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 <u>(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生育する植物にあつては、植物の生育の特性を踏まえて第3号の調査地域における海生植物及び</u></p>	<p><u>ち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けおそれがある地域)</u></p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期 <u>(条例別表第4号に掲げる事業で海域に生育する植物にあつては、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期)</u></p>
--	--	---	--

			<u>干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯)</u>	
地域を特徴づける生態系	工事の実施	工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰(せき)の工事、護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流させる施設の工事、堤防の工事、造成等の施工による一時的な影響並びに造成等の施工	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p>
土地又は工作物の存在及び供用		道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在、事業の立地及び林道の存在、ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在、堰(せき)及び護岸の存在、堰(せき)の供用及び湛(たん)水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在、鉄道施設(嵩上式)の存在、軌道の施設(地表式又は掘割式)の存在、軌道の施設(嵩上式)の存在、索道の施設の存在、地形改変及び施設の存在、 <u>施設の稼働</u> 、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在、敷地の存在(土地の改変)並びに事業場における事業活動	<p>対象事業実施区域及びその周辺の区域(<u>条例別表第4号に掲げる事業(火力発電所の設置及び変更の工事の事業並びに風力発電所の設置及び変更の工事の事業に限る。)</u>にあつては、<u>陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</u>)</p> <p>4 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第3号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価</p>	<p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

			するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	道路（嵩上式）の存在、事業の立地及び林道の存在、ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在、堰（せき）及び護岸の存在、堰（せき）の供用及び湛（たん）水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設（地表式又は堀割式）の存在、鉄道施設（嵩上式）の存在、軌道の施設（地表式又は堀割式）の存在、軌道の施設（嵩上式）の存在、索道の施設の存在、地形改変及び施設の存在、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在、敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在、施設の稼働並びに事業場における事業活動	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 主要な眺望点の状況</p> <p>(2) 景観資源の状況</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 第3号の調査地域における景観の特性を踏まえて第3号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>(2) 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事、堰（せき）の工事、	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解</p>

		護岸の工事、掘削の工事、洪水を分流させる施設の工事、堤防の工事、工事用資材等の搬出入並びに造成等の施工	の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	析
土地又は工作物の存在及び供用		道路（嵩上式）の存在、事業の立地及び林道の存在、ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在、堰（せき）及び護岸の存在、堰（せき）の供用及び湛（たん）水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設（地表式又は堀割式）の存在、鉄道施設（嵩上式）の存在、軌道の施設（地表式又は堀割式）の存在、軌道施設（嵩上式）の存在、索道の施設の存在、地形改変及び施設の存在、資材等の搬出入、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在、敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在、施設の稼動並びに事業場における事業活動	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 (1) 工事用資材等の搬出入にあっては、工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域 (2) その他の場合にあっては、対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第3号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
廃棄物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響		1 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間

	土地又は 工作物の 存在及び 供用	地形改変及び施設の存 在、廃棄物の発生、施設 の稼働、工場及び事業場 における事業活動並び に建築物の存在	廃棄物の処理施設の設 置又は規模の変更の事業 にあつては、次の事項 1 調査すべき情報 処理する廃棄物量の 発生の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料に よる情報の収集並びに 当該情報の整理及び解 析	1 予測の基本的な手法 地形改変及び施設の 存在に伴い発生する産 業廃棄物の種類ごとの 排出量の把握並びに適 切な処理及び処分の方 策の把握並びに廃棄物 の発生、施設の稼働、工 場及び事業場における 事業活動又は建築物の 供用に伴い発生する廃 棄物の種類ごとの発生 の特性の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 (1) 地形改変及び施 設の存在にあつては、 事業の終了時 (2) 施設の稼働、工場 及び事業場における 事業活動又は建築物 の供用にあつては、定 常状態となる時期 (3) 廃棄物の発生が 定常状態となる時期 及び廃棄物に係る環 境影響が最大となる 時期(最大となる時期 を設定することができる 場合に限る。)
建設工事 に伴う副 産物	工事の実 施	切土工等又は既存の工 作物の除去、ダムの堤体 の工事、原石の採取の工 事、施工設備及び工事に 用道路の設置の工事、建設 発生土の処理の工事、道 路の付替の工事、堰(せ き)の工事、護岸の工事、 掘削の工事、洪水を分流 させる施設の工事、造成 等の施工による一時的 な影響、造成等の施工、 造成等の工事による一 時的な影響並びに造成 工事	造成等の施工にあつて は、次の事項 1 調査すべき情報 (1) 地形の状況 (2) 土地利用の状況 (3) 副産物の種類ご との再資源化施設、中 間処理施設及び最終 処分場における処分 の状況 (4) 切土又は盛土に 伴う土砂の保管状況 2 調査地域 対象事業実施区域並 びに前号(3)及び(4) の情報を適切に把握す るために必要な地域	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生及 び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域及 び前号における把握を 適切に行うために必要 な地域 3 予測対象時期等 工事期間
二酸化炭	土地又は	施設の稼働(排ガス)、		1 予測の基本的な手法

素等（二酸化炭素）	工作物の存在及び供用	施設の稼働並びに工場及び事業場における事業活動		<p>(1) 施設の稼働又は工場及び事業場における事業活動に伴い発生する二酸化炭素の排出の特性を踏まえた排出量の把握</p> <p>(2) 工場及び事業場の移転の場合にあっては、移転前の工場及び事業場からの排出量との比較</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>(1) 工場及び事業場における事業活動並びに施設の稼働が定常状態となる時期</p> <p>(2) 施設の稼働(排ガス)が定常状態になる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定することができる場合に限る。)</p>
二酸化炭素等(メタン)	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成	<p>1 予測の基本的な手法事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期</p>

備考1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

2 この表において「二酸化窒素等」とは、次に掲げる物質のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質（前号の粉じん等を除く。）をいう。

- (1) 大気汚染に係る環境基準が定められている物質
- (2) 大気汚染防止法第2条第1項第1号及び第3号に規定する物質（(1)に掲げる物質を除く。）
- (3) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質（(1)に掲げる物質を除く。）

3 この表において「水の汚れ等」とは、次に掲げる物質等のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質等をいう。

- (1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が定められている物質
- (2) 水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準が定められている物質（(1)に掲げる物質を除く。）
- (3) 人の健康の保護に関連する物質のうち、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、P-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（別名MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅（別名有機銅）、クロ

- ロタロニル（別名TPN）、プロピザミド、EPN、ジクロルボス（別名DDVP）、フェノブカルブ（別名BPMC）、イプロベンホス（別名IBP）、クロロニトロフェン（別名CNP）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン及びウラン
- (4) 生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質のうち、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノール
- (5) 平成6年4月15日環水土第86号環境庁水質保全局長通知「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」別表に掲げる農薬の成分その他知事が別に定める農薬の成分
- (6) 河川、湖沼及び海域の水温又は塩化物イオン
- 4 この表において「地下水位等」とは、地下水の水位、地下水の流れ、塩化物イオン濃度、底質、流向及び流速をいう。
- 5 この表において「重要な地形及び地質」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 6 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 7 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 8 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 9 この表において「重要な種」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要であるものをいう。
- 10 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上、希少性又は種の保存上の観点から重要である生息地、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 11 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している視点（眺望する地点）をいう。
- 12 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点からの環境資源の全体的な眺めをいう。
- 13 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 14 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 15 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- 16 この表において「二酸化炭素等」とは、二酸化炭素及びメタンをいう。

岩手県環境影響評価技術指針の一部改正（素案）に係る委員等からの
事前質問・意見への対応状況

No.	該当箇所	事前質問・意見【委員等御氏名】	対応状況
1	18 ページ 風力発電 施設の稼働	<p>「動物」と「生態系」の力で 「（施設の稼働にあつては海域に生息するものを除く。）」としていますが、洋上風力において海鳥、魚類などへの稼働の影響は見ないのでしょいか。</p> <p>【由井 正敏委員】</p>	<p>国の省令に倣つて「（施設の稼働にあつては海生動物及び海生植物の主な種類、干潟、藻場、さんご礁において生息する動物及び植物を除く。）」に修正します。</p> <p>（「施設の稼働」による海鳥への影響を見れるように表現を見直します。なお、魚類については「施設の稼働」ではなく「地形の改変及び施設の存在」において影響を見る整理で検討しています。）</p>
2		<p>環境影響評価技術指針の一部改正案につきまして、異論ありませんが、環境影響評価を審査する項目としてご検討いただきたいことがあります。</p> <p>最近、風力発電の事業規模も拡大傾向にあり、かつ、近接するエリアにおける計画も増加傾向にあります。個々の事業についての審査はもちろんですが、累積的な影響を審査するための技術指針の必要性を感じております。岩手県全体としての影響を無視できない状況に陥る危険性を懸念しております。エネルギー供給技術と自然がもつ重要な機能をどのように両立してゆくのか、難しい課題ですが、議論を深め、より良い方策あるいは審査方法を設けることが必要ではないかと考えておりました。他の委員の先生方のご意見もお聞きしたいと思っております。個人的な意見で恐縮なのですが、ご検討頂ければ幸いに存じます。</p> <p>【伊藤 絹子委員】</p>	<p>累積的な影響については、現状では技術的にも未確立の部分が多く、手法や基準については国の制度においても確立されていない現状にあります。このため、今後の技術開発や環境影響評価手続の実施事例の収集と分析に基づく適切かつ迅速な進め方の知見の蓄積が必要であるほか、法と足並みを揃えた対応が必要と考えます。</p> <p>また、風力発電所以外の事業種別においても考慮が必要となる場合が想定されるため、引き続き検討を進め整理する必要があると考えます。</p>

平成十年通商産業省令第五十四号

発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項及び第三項（同条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項並びに第二十一条第二項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからカまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であって、次に掲げる事項を含むものとする。

一 第一種事業の実施が想定される区域（以下「第一種事業実施想定区域」という。）及びその面積

二 第一種事業に係る電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項

（計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針）

第二条 第一種事業に係る法第三条の二第三項の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（構造等に関する複数案の設定）

第三条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数案（以下「構造等に関する複数案」という。）を適切に示すものとする。ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないことその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、単一案を設定するものとする。

2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

（配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握）

第四条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下「配慮書事業特性」という。）並びに第一種事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「配慮書地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 配慮書事業特性に関する情報

イ 第一条各号に掲げる事項

ロ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

ハ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

ニ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要

ホ 第一種事業に係る工事の実施（この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。）に係る期間及び工程計画の概要

ヘ その他第一種事業に関する事項

二 配慮書地域特性に関する情報

イ 自然的状況

（1）気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

（2）水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（3）土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（4）地形及び地質の状況

（5）動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

（6）景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

（7）一般環境中の放射性物質の状況

ロ 社会的状況

（1）人口及び産業の状況

（2）土地利用の状況

（3）河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

（4）交通の状況

（5）学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

（6）下水道の整備の状況

（7）環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

（8）その他第一種事業に関する事項

2 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第七条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

一 第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域

二 既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域

（計画段階配慮事項の選定）

第五条 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（本条において「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的

に検討するものとする。この場合においては、前条の規定により把握した配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

- 2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として配慮書事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。なお、この場合において、第一号に掲げる影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。
 - 一 第一種事業の工事の実施（第一種事業の一部として、第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）
 - 二 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は当該工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）
- 3 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。
 - 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - イ 大気環境
 - (1) 大気質
 - (2) 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）
 - (3) 振動
 - (4) 悪臭
 - (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
 - ロ 水環境
 - (1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）
 - (2) 水底の底質
 - (3) 地下水の水質及び水位
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
 - ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）
 - (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) その他の環境要素
 - 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - イ 動物
 - ロ 植物
 - ハ 生態系
 - 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
 - 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
 - ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）
 - 五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量
- 4 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。
- 5 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、第一項の規定により選定された事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。
(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

- 一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法
- 二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 まとまって存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であって、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの
 - ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

- ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの
- ニ 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴づける重要なもの
- 四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量及び最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を、それぞれ把握する手法
- 七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化を把握する方法
(調査の手法の選定の留意事項)

第七条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取する手法（専門家等から科学的知見を聴取してもなお必要な情報が得られないときは、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法））
- 三 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。） 第一種事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。
- 3 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。
(予測の手法の選定の留意事項)

第八条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、科学的知見の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合においては、定性的に把握する手法）
- 二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
- 2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
(評価の手法の選定の留意事項)

第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 第三条の規定により構造等に関する複数案が設定されている場合は、当該構造等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較すること。
- 二 構造等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により当該選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある重大な影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- 三 前二号の場合において、国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は当該目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は当該目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討すること。この場合において、第一種事業の工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかをできる限り検討すること。
- 四 第一種事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。
(調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項)

第十条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法（この条において「手法」という。）の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案（第三条の規定により設定されている場合に限る。本項において同じ。）の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第十一条 第一種事業に係る法第三条の七第二項の計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

(関係地方公共団体及び一般からの意見聴取)

第十二条 第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る配慮書(法第三条の三第一項に規定する配慮書をいう。以下同じ。)の案又は配慮書について、関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。ただし、これらの者の意見を求めない理由を明らかにする場合は、この限りでない。

2 配慮書の案について前項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず環境の保全の見地からの一般の意見(以下「一般の意見」という。)を求めた後において求めるよう努めるものとする。

3 配慮書について第一項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付を行った後速やかに、一般の意見と同時に求めるよう努めるものとする。

(一般の意見の聴取の方法)

第十三条 前条第二項及び第三項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は当該配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日程度の適切な期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一種事業の名称

三 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

四 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

五 第一種事業実施想定区域

六 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

七 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

八 前号の書面の提出期限及び提出先その他当該書面の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。

一 官報に掲載する方法

二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体の公報、広報紙又はウェブサイトに掲載する方法

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たっては、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者の事務所

二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該関係地方公共団体の庁舎その他の施設

三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を公表するに当たっては、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者のウェブサイトに掲載する方法

二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体のウェブサイトに掲載する方法

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

(関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法)

第十四条 配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日程度の適切な期間を定めて行うものとする。

2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第五項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。

3 関係地方公共団体である都道府県の知事(この条において「関係都道府県知事」という。)は、第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

4 前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体である市町村の長(この条において「関係市町村長」という。)の環境の保全の見地からの意見を求めることができるものとする。

5 第三項の場合において、関係都道府県知事は、前項の意見を勘案するとともに、第二項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配慮するよう努めるものとする。

6 第四条第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第四項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第一項の書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ当該者に対し意見を述べるものとする。

7 第三項又は前項の規定により意見を述べた都道府県知事又は市長は、速やかに当該書面を経済産業大臣に送付するものとする。

(第二種事業の届出)

第十五条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。

(第二種事業の判定の基準)

第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- 一 発電方式について実績が少なく、かつ、環境影響に関する知見が十分に蓄積されていない技術を用いること。
- 二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）において使用された実績が少なく、かつ、環境影響に関する知見が十分に蓄積されていない燃料を用いること。
- 三 次のイからニまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。
イ 水力発電所
ロ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）
ハ 太陽電池発電所
ニ 風力発電所
- 四 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に、工事時期が重なる一以上の火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること又は次号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。
- 五 大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が滞留しやすき地域が火力発電所を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該火力発電所から排出される大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。
- 六 排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法第十六条第一項の規定による水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。
- 七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」と総称する。）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、環境基本法第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型AAの夜間の値を超えること。
- 八 学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型AAの昼間の値を超えること。
- 九 学校等が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から排出される硫酸化合物、窒素化合物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、学校等の直近において国又は地方公共団体の測定している大気の大気測定点（以下「大気の大気測定点」という。）における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の二パーセント除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間九十八パーセント値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の二パーセント除外値を加えた結果が環境基本法第十六条第一項の規定による大気の大気測定点（以下「大気の大気測定点」という。）における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の大気測定点」という。）を超えること。
- 十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの夜間の値を超えること。
- 十一 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの昼間の値を超えること。
- 十二 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から排出される硫酸化合物、窒素化合物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、当該地域における大気の大気測定点における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の二パーセント除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間九十八パーセント値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の二パーセント除外値を加えた結果が大気の大気測定点に係る環境基準を超えること。
- 十三 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点（以下「水道原水取水地点」という。）が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。
イ 第二種事業の実施による排水の排出によって、水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の予測値が当該水道原水取水地点が存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。
ロ 水道原水取水地点が存在する水域が第二種事業の実施により減水区間となる場合において、当該水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量の予測値が当該水道原水取水地点が存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。ただし、水道原水取水地点での測定が困難な場合、当該水道原水取水地点の直近の水質の大気測定点における生物化学的酸素要求量の予測値が当該水域における水質汚濁に係る環境基準を超えること。
- 十四 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。
- 十五 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息及び生育の場である自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲（一キロメートルの範囲内を除く。）に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。
イ 第二種事業の実施による排水の排出によって、国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が存在する水域における生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の予測値が当該水域に係る水質汚濁に係る環境基準を超える範囲が当該生息又は生育の場に及ぶこと。
ロ 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が減水区間となること。
ハ 火力発電所から温排水を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息又は生育の場に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

- ニ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）から硫化水素を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶこと。
- 十六 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項に規定する指定地域又は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域若しくは同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんを排出することにより当該地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
- 十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和三十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、第二種事業の実施に伴い発生する自動車が当該沿道整備道路を通過することにより当該沿道整備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
- 十八 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定水域又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
- 十九 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
- 二十 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第三条の区域を除く。）に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日最大排水量五十立方メートル以上排出することにより瀬戸内海又は当該区域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
- 二十一 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十八条第一項又は第四項の保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- イ しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。
 - ロ 火力発電所から温排水を排出することにより水温が三度以上上昇する範囲が当該区域に及ぶこと。
- 二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
- イ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域
 - ロ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域
 - ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
 - ニ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域
 - ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域
 - ヘ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
 - ト 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
 - リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域
 - ヌ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁、^{りょう}及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保全区域
 - ヲ 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域
 - ヾ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象
- 二十三 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気汚染に係る環境基準が確保されていない大気の測定点が存在する場合であって、当該発電所の発電設備からばい煙が排出されることにより大気汚染に係る環境基準が確保されていない二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質のいずれかの量が現状よりも増加すること。
- 二十四 火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。
- 二十五 発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。
- 二十六 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号）に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。
- 二十七 振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）第十二条に規定する限度を超えている地域に面する道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通振動の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通振動の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。

二十八 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない水質の測定点が存在する水域において、第二種事業の実施により当該水域の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐（この号において「水質汚濁に係る環境基準未達成項目」という。）が現状よりも増加する場合であって、水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における予測値が水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における測定結果に比べ、当該水域の水質汚濁に係る環境基準の十分の一を超えて増加することとなること。

（方法書の作成）

第十七条 電気事業法第四十六条の四第一項に規定する特定対象事業（以下「特定対象事業」という。）に係る法第五条第一項第二号に掲げる事項のうち特定対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 特定対象事業の名称
 - 二 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類
 - 三 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力
 - 四 対象事業実施区域
 - 五 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要（既に決定されている内容に係るものに限る。）
 - 六 前各号に掲げるもののほか、特定対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する特定対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。
- 3 特定対象事業に係る法第五条第一項第三号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の典拠を含む。）を、第四条第一項第二号の規定の例により区分して記載するものとする。
- 4 第一項第四号に掲げる事項及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を縮尺五万分の一以下二十万分の一以上の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 特定対象事業に係る法第五条第一項第七号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 特定対象事業に係る法第五条第一項に規定する方法書には、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を明らかにするものとする。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第十八条 特定対象事業に係る法第六条第一項の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第四条第二項第一号又は第二号に掲げる地域に準ずるものとする。この場合において、同項第一号中「第一種事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。

（項目及び手法の選定に関する指針）

第十九条 特定対象事業に係る法第十一条第四項の環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十六条の二までに定めるところによる。

（特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握）

第二十条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容（以下「特定対象事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「特定対象地域特性」という。）を把握するものとする。

- 2 第四条第一項第一号及び第二号の規定は、前項の特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握について準用する。この場合において、同条第一項第一号イ中「第一条各号に掲げる事項」とあるのは「対象事業実施区域及びその面積」と、同号ロからへまでの規定中「第一種事業に」とあるのは「特定対象事業に」と、同号ホ中「（この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。）に係る期間」とあるのは「に係る工法、期間」と、同項第二号イ（１）中「気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）とあるのは「大気環境」と、「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）とあるのは「環境基準」と、同号イ（２）中「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）とあるのは「水環境」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 特定対象事業特性に関する情報を把握するに当たっては、特定対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。
- 4 特定対象地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、第十八条に規定する地域の管轄に係る地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その典拠を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

- 一 水力発電所 別表第一
- 二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第二
- 三 原子力発電所 別表第三
- 四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第四
- 五 太陽電池発電所 別表第五
- 六 風力発電所 別表第六

- 2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として特定対象事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

- 一 工事の実施（特定対象事業の一部として、特定対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）
- 二 特定対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって特定対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第五までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）
- 3 第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同項第一号イ（２）中「騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）」とあるのは「騒音」と、「超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）」とあるのは「超低周波音」と、同号ロ（１）中「水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）」とあるのは「水質」と、同号ハ中「その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「その他の環境」と、同項第二号中「環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第三号中「環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第四号イ中「廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）」とあるのは「廃棄物等」と、同号ロ中「温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「温室効果ガス等」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
 - 一 参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
 - 三 特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合
- 5 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。
（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第二十二條 特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条までに定めるところにより選定して行うものとする。

- 一 前条第三項において準用する第五条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法
- 二 前条第三項において準用する第五条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 三 前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第七から別表第十二までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法
- 四 前条第三項において準用する第五条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 五 前条第三項において準用する第五条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 六 前条第三項において準用する第五条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法
- 2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。
- 3 第一項の規定による手法の選定は、第二十条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。
- 4 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。
- 5 第一項の規定による手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び当該手法の選定を行った理由を明らかにできるよう整理するものとする。
（手法の選定）

第二十三條 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第七から別表第十二までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

- 一 水力発電所 別表第七
- 二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第八
- 三 原子力発電所 別表第九
- 四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第十

五 太陽電池発電所 別表第十一

六 風力発電所 別表第十二

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。

3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 特定対象事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、特定対象事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(調査の手法の選定の留意事項)

第二十四条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、特定対象地域特性を踏まえるに当たっては、当該特定対象地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 特定対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「文献名」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時」と、「出自等」とあるのは「出自及びその妥当性」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう当該期間を設定するとともに、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように当該期間を設定するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、第一項第一号に規定する調査すべき情報に関して既に長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(予測の手法の選定の留意事項)

第二十五条 特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第七から別表第十二までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第七から別表第十二までにおいて「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第八条第二項の規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、「配慮書事業特性及び配慮書地域特性」とあるのは「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は特定対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

4 予測の手法の選定に当たっては、特定対象事業以外の事業活動その他の活動その他の第四条に規定する地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係地方公共団体が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況を設定するに当たり、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

5 予測の手法の選定に当たっては、予測の不確実性の程度及び当該不確実性に係る環境影響の程度を勘案して、必要に応じ当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度の程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

（評価の手法の選定の留意事項）

第二十六条 特定対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一 調査及び予測の結果並びに第二十八条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、特定対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを検討すること。

三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（放射性物質に係る環境影響評価）

第二十六条の二 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十三備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。

2 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、放射性物質に係る選定項目ごとに放射性物質に係る選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、放射線の量の変化を把握する方法について、次項及び第四項に定めるところにより選定して行うものとする。

3 前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十三備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（同表において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。

4 第五条第三項の規定は第一項の規定による検討について、同条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定は第一項の選定について、第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第二項の選定について、第二十三条第二項及び第三項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第五条第四項及び第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「事項（以下「選定事項」という。）とあるのは「項目」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第二項及び第三項中「参考項目」とあるのは「放射性物質に係る参考項目」と、第二十一条第五項及び第二十四条から第二十六条中「選定項目」とあるのは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十二条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、同条第三項から第五項まで中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、第二十三条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、第二十四条第一項第四号及び第五号並びに第二十五条第一項第三号及び第四号中「別表第七から別表第十二まで」とあるのは「別表第十三」と、第二十四条第二項中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

（環境保全措置に関する指針）

第二十七条 特定対象事業に係る法第十二条第二項の環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十一条までに定めるところによる。

（環境保全措置の検討）

第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

（検討結果の検証）

第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

（検討結果の整理）

第三十条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理するものとする。

一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの場所並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- 2 第二十八条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。
- 3 構造等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行つたときは、当該構造等に関する複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。
- (事後調査)
- 第三十一条** 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。
- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- 四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- 2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 事後調査の必要性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- 二 事後調査を行う項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- 三 事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境影響が小さい手法を選定すること。
- 四 必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 第一項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 一 事後調査を行うこととした理由
- 二 事後調査の項目及び手法
- 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- 四 事後調査の結果の公表の方法
- 五 関係地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
- 六 特定対象事業に係る施設等を譲渡した場合当該譲渡後における事後調査の実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事後調査の終了並びに当該事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。
- (準備書の作成)
- 第三十二条** 特定対象事業に係る法第十四条第一項に規定する準備書には、法第十四条第一項第一号から第九号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項のうち法第五条第一項第二号に掲げるものであつて、特定対象事業の内容に係るものについての第十七条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を除く。）に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項
- 二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- 三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項
- 四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあつては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項
- 五 供用開始後の定常状態における燃料使用量、給排水量その他の操業規模に関する事項
- 六 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告の内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定対象事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 特定対象事業に係る法第十四条第一項第四号に掲げる事項は、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載するものとする。
- 3 特定対象事業に係る法第十四条第一項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第二十一条から第二十六条の二までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（項目については第二十一条第三項及び第二十六条の二第四項で準用する第五条第五項に掲げる事項を、手法については第二十二條第五項（第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。）
- 二 第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項第三号（第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- 4 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項には、第二十七条から第三十一条までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第二十八条の規定による環境保全措置の検討の経過、第二十九条の規定による環境保全措置の検証の結果、第三十条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。
- 5 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項には、前条第一項の規定による検討の結果を記載するものとする。この場合において、同条第三項各号に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。
- 6 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項の記載に当たっては、他の選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響について検討を行うため、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。
- 7 特定対象事業に係る準備書について、法第十四条第二項において準用する法第五条第二項の規定により二以上の特定対象事業について併せて準備書を作成した場合にあつては、その旨を明らかにするものとする。

(評価書の作成)

第三十三条 特定対象事業に係る法第二十一条第二項に規定する評価書には、法第二十一条第二項第一号から第四号まで及び前条第一項に掲げる事項に加え電気事業法第四十六条の十四第一項に規定する勧告の内容を記載するものとする。

2 前項に掲げる事項のうち、準備書に記載されている事項を修正した場合にあっては、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

3 前条第二項の規定は、特定対象事業に係る法第二十一条第二項第四号に掲げる事項について準用する。

4 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の評価書の作成について準用する。

(報告書作成に関する指針)

第三十四条 特定対象事業に係る法第三十八条の二第二項の報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十六条に定めるところによる。

(報告書の作成時期等)

第三十五条 特定対象事業に係る工事が完了した後で報告書を作成するものとする。

2 前項の規定により報告書を作成するに当たっては、工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

3 必要に応じて、工事中又は特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

(報告書の記載事項)

第三十六条 前条の規定により報告書を作成するに当たっては、次に掲げる事項について、当該報告書に記載するものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定対象事業の名称、特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の原動力の種類及び出力並びに特定対象事業が実施された区域等、特定対象事業に関する基礎的な情報

二 事後調査の項目、手法及び結果

三 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

四 第二号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度

五 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等

六 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

2 前条の規定により報告書を作成するに当たって専門家等の助言を受けた場合は、当該専門家等の所属機関の属性を報告書に記載するよう努めるものとする。

3 特定対象事業に係る工事中に事業を実施しようとする者（この項において「事業主体」という。）が他の者（この項において「新主体」という。）に引き継がれた場合又は事業主体と供用後に運営管理を行う者（この項において「新運営管理者」という。）が異なる等の場合は、当該新主体若しくは新運営管理者との協力又は当該新主体若しくは新運営管理者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十七条 第十五条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を様式第二により記録したフレキシブルディスク及び様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第三十八条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第三十九条 第三十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 第三十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第四十条 第三十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名又は名称

二 提出年月日

附 則

(施行期日)

この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。ただし、第二条から第十七条までの規定は、環境影響評価法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十二日）から施行する。

附 則（平成十一年六月一日通商産業省令第六三号）

この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附 則（平成十二年一月三日通商産業省令第三一九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年二月四日経済産業省令第二二〇号）

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）の施行の日（平成十三年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成十五年三月二〇日経済産業省令第二三号）

この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。ただし、第二条第一項第二十二号の改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第五（第二十一条関係）

影響要因の区分	環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境			水環境	その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	残土
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	土地の安定性	反射光							
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域特徴的な生態系	主要な眺望点及び景観並びに主要な景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	残土
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○									○		
	建設機械の稼働	○	○	○											
	造成等の施工による一時的な影響				○				○	○	○			○	○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	施設の稼働		○												

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- イ 工事の実施に関する内容
 - (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。
- ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。
 - (2) 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 四 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 五 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 六 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。
- 九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第六（第二十一条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び	環境への負荷の量の程度により予測及び
---------	---	--	------------------------------	--------------------

												評価されるべき環境要素		評価されるべき環境要素			
		大気環境		水環境		その他の環境		動物	植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物等	残土		
		騒音	振動	水質	底質	地形及び地質	その他		重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	海域に重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）						海域に重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	地域の特徴
影響要因の区分																	
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○														○
	建設機械の稼働	○		○	○												
	造成等の施工による一時的な影響			○				○	○	○	○	○				○	○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○		○	○	○	○	○	○				
	施設の稼働	○					○										

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- イ 工事の実施に関する内容
 - (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
 - (2) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。
- 三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 四 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第七（第二十三条関係）

参考項目	参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入 一 調査すべき情報 気象の状況

	対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間
備考	
<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>五 この表について「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>	
別表第八（第二十三条関係）	
参考項目	参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分
硫黄酸化物	<p>施設の稼働（排ガス）</p> <p>一 調査すべき情報 イ 二酸化硫黄の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 原則として一年間（第一号ロの情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間） 六 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
窒素酸化物	<p>工事中資材等の搬出入</p> <p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 工事中資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>建設機械の稼働</p> <p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>施設の稼働 (温排水)</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 海生動物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海域に生育する植物</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

		<p>八 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>施設の稼働(温排水)</p> <p>一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

		<p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
	地形改変及び施設存在	<p>一 予測の基本的な手法 イ 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ 適切な処理・処分の方策の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 発電事業の終了時</p>
残土	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。</p> <p>三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>四 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表について「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

別表第十二（第二十三条関係）

参考項目	影響要因の区分	参考手法
騒音	工事用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p>

	<p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
施設の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
振動	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p>

		<p>振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報</p> <p>浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>有害物質に係る底質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>四 調査地点</p>

		<p>前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に一回</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形変化及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布、成立環境の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
風車の影	施設の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	注造成等の施工による一時的な影響 地形変化及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p>

		<p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>施設の稼働</p>		<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海域に生息する動物</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）</p>		<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p>

		<p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生育する植物	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p> <p>施設の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>七 予測地域</p>

		<p>第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>工 工 工事用資材等の搬出入</p>	<p>一 調査すべき事項</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>地 地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき事項</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
<p>残土</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>二 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p>		

三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。
 五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
 六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第十三（第二十六条の二関係）

放射性物質に係る参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）	工事の実施	一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 イ 工事用資材等の搬出入に係るものにあつては、当該搬出入に用いる自動車の運行による放射線に係る環境影響が最大となる時期 ロ 建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期
	放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）	建設機械の稼働★ 造成等の施工による一時的な影響	一 調査すべき情報 次の各号に掲げる情報。ただし、ロからニまでに掲げる情報は水力発電所に係る環境影響評価において、ホに掲げる情報は水力発電所以外の発電所に係る環境影響評価において、それぞれ調査するものとする。 イ 放射線の量の状況 ロ 水の濁りに係る項目の状況 ハ 流量の状況 ニ 気象の状況 ホ 浮遊物質量の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊物質量の状況に係る情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性（水力発電所に係る環境影響評価を実施する場合には、流域の特性及び水の濁りの変化の特性とする。以下同じ。）を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

			六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 イ 建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期 ロ 造成等の施工による一時的な影響に係るものにあつては、当該施工による放射線に係る環境影響が最大となる時期
	放射線の量（産業廃棄物の発生に伴うもの） 放射線の量（残土の発生に伴うもの）※	造成等の施工による一時的な影響	一 予測の基本的な手法 イ 放射性物質を含む産業廃棄物に係るものにあつては、当該産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ 放射性物質を含む残土に係るものにあつては、当該残土の排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間
備考 一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 二 この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第六までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。 三 ※が付されている項目については、水力発電所に係る環境影響評価において、★が付されている項目については、地熱発電所に係る環境影響評価において、それぞれ放射性物質に係る参考項目としない。			